

平成 21 年 第 3 回

# 高森町議会 9 月定例会会議録

平成 21 年 9 月 15 日 開会

平成 21 年 9 月 25 日 閉会



高 森 町 議 会

9月15日(火)

(第1日)

## 平成21年第3回高森町議会定例会（第1号）

平成21年9月15日

午前10時00分開会

於 議 場

### 1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

8番 相馬 俊行君

1番 立山 広滋君

日程第 2 会期の決定

(1) 会 期（11日間）

自 平成21年9月15日

至 平成21年9月25日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
9月15日（火）	本会議	議案審議（付託）
9月16日（水）	休 会	各委員会
9月17日（木）	休 会	各委員会
9月18日（金）	〃	各委員会
9月19日（土）	〃	
9月20日（日）	〃	
9月21日（月）	〃	
9月22日（火）	〃	
9月23日（水）	〃	
9月24日（木）	本会議	一般質問
9月25日（金）	〃	委員長報告・採決

日程第 3 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて

日程第 4 認定第 1号 平成20年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 5 報告第 2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 6 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 7 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 8 同意第 5号 高森町教育委員会委員の任命について
- 日程第 9 議案第 4 2号 平成 2 1 年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第 1 0 議案第 4 3号 平成 2 1 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 1 1 議案第 4 4号 平成 2 1 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第 1 2 議案第 4 5号 平成 2 1 年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 1 3 議案第 4 6号 平成 2 1 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 1 4 議案第 4 7号 平成 2 1 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について
- 日程第 1 5 議案第 4 8号 平成 2 1 年度高森町老人保健特別会計補正予算について
- 日程第 1 6 議案第 4 9号 高森町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 1 7 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(9名)

- |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1 番 | 立山広滋君 | 2 番 | 森田勝君  |
| 3 番 | 田上更生君 | 4 番 | 甲斐直三君 |
| 5 番 | 甲斐廣國君 | 6 番 | 後藤和昭君 |
| 7 番 | 甲斐正一君 | 8 番 | 相馬俊行君 |
| 9 番 | 三森義高君 |     |       |

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

- 1 0 番 後藤英範君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

町長	藤本正一君	副町長	宇藤信幸君
教育長	渡邊哲郎君	総務課長	色見隆夫君
住民福祉課長	後藤秀希君	税務課長	村上源喜君
産業観光課長	後藤正三君	建設課長	瀬井公吉郎君
会計課長	岩下光廣君	教育委員会事務局長	佐伯実範君
総務課長補佐	甲斐敏文君	住民福祉課長補佐	長尾和博君
住民福祉課長補佐	廣木富八君	税務課長補佐	甲斐末久君
産業観光課長補佐	杉田則秋君	建設課長補佐	甲斐邦博君
高森東保育園園長代理	瀬井類子君	色見保育園園長代理	熊谷優子君
代表監査委員	色見弘司君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	古澤建生君	議会事務局係長	沼田勝之君
--------	-------	---------	-------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（三森義高君） おはようございます。

お待たせをいたしました。

会議に先立ち、町長のご挨拶をお願いいたします。町長 藤本正一君。

-----○-----

#### 町長あいさつ

○町長（藤本正一君） 皆さんおはようございます。

本日は、平成21年度第3回高森町議会定例会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。実りの秋を迎える中に、議員の皆さん方におかれましては公私ともたいへんご多忙の折、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本年は梅雨入りをしたものの、一向に雨の降らない気圧配置でございました。うっとうしい曇りの空が続いておりましたけれども、梅雨明け間近になりまして、集中豪雨に見舞われました福岡県や広島県では、家屋の倒壊をはじめ死者まで出るという状況でございました。本町におきましては幸いなことに大した被害もなく一安心いたしているところでございます。

ちなみに、現在まで発生している災害は今回の補正予算で提出しておりますけれども、公共土木施設災害等で13件となっております。また、天候不順によります農作物への影響も懸念しておりましたけれども、8月中旬以降の天候の回復によりまして、心配をいたしたほどではないということが判明し、一安堵いたしております。

さて、国政の場におきましては、7月13日、本町ではちょうど町政座談会の真っ最中でございました。突然内閣総理大臣からの衆院解散を7月21日、8月30日総選挙というような発表がなされました。9月10日までの任期満了を達成するのではという大方の予想に反しましての発表でございました。現在実施されております景気対策の事業はどうなるだろうかという懸念が頭をよぎったところでもございます。

選挙の結果もマスコミの予想どおり民主党の圧勝に終わりまして、自民党は史上空前の惨敗に至ったものでございます。今後の政局の在り方につきましては、与党民主党の出方を見守っていくしかございませんが、先ほど申しましたとおり国の経済対策交付金、とりわけ私どものお願いをしております携帯電話基地局整備事業の補助金の9割を占める公共投資臨時交付金につきまして、心配をいたしているとこ

ろでございますけれども、できる限り情報を収集し、また早め、早めの対策を講じ、今後の事業に支障が出ないよう国に予算確保を求めていく所存でございますので、議員各位のご協力とご理解をお願いをするものでございます。

司法の場におきましては8月3日、66年ぶりに裁判員裁判制度が復活し、現在まで三つの裁判が行われており、判決の早期化に貢献しているものでありますけれども本町においても、日本司法支援センターの通称法テラスが私どもの高森町に弁護士事務所を設置をする予定になっております。実現した場合には民事・刑事を問わず司法サービスをより身近に受けられ、また住民にとりましても利便性の向上があるものと予想され、行政といたしても協力を惜しまないように指示をいたしているところでもございます。

7月以降は国の動きがたいへん激しく、私にとりましても、その動きについていくのがやっとでありましたけれども、ここからは町内の事業について述べてまいりたいとそう思います。

まず、2月の定例議会終了後に町内の東病院の院長、東秀也先生の警察協力章並びに瑞宝双光章を受章の祝賀会を開催いたしました。先生のたつての希望によりまして、直接の関係者のみの少数開催となりましたけれども、先生の御功績に改めて感謝をした次第でございました。今後とも地域医療の発展に御尽力を賜りますようお願いをし、ご祈念を申し上げたところでございます。

また、7月13日から7月27日まで町内7カ所会場で町政座談会を実施いたしました。今回の座談会は、私自身の2期2年目の取り組みの説明、今後の事業の取り組みについて、特に養鶏場進出についての説明をし意見聴取を行いました。議員におかれましてもこの座談会に参加された方もいらっしゃると思いますが、養鶏場につきましても、これといった反対の意見もなく、かえって景気浮揚、雇用対策のために是非とも実現してほしいとの意見を拝聴し、私自身改めて事の重大さに責任を感じた次第でございます。この座談会につきましても、本町の基幹産業であります農業の一番忙しい時期に重なりましたが、参加者は7会場で179名と少なかつたものの、貴重な意見を拝聴し、その意見を真摯に受け止め、今後の行政に生かしていきたいと思いを約束をいたし、またお約束をするところでもございます。

また8月10日には本町と友好宣言を執り交わしておりますし、長野県高森町の熊谷元尋様が来庁されました。町長は、長崎県で開催されました原爆記念式典に1人で参加された後、レンタカーで熊本入りされ本庁に来られたものでございます。その若さと行動力には感銘をいたした次第でございます。また、熊谷町長からは長

野県高森町の町木でございますキンモクセイが友好の証しとして、贈与しますという  
ことをお約束してお帰りになりましたので到着次第、本町の町木でございます。  
ヤマザクラを贈りお互いに永遠の友好のきずなを深めたいと考えておりますのでご  
理解をいただきたいと思ひます。

盆の時期に迎えました8月13日には、かねがね体調不良を訴えておりました職員  
2名が新型インフルエンザの陽性反応が出たということで早速対策会議である職員  
衛生管理委員会を開催いたし、対策を講じたところでございます。幸いにいたし  
まして職員のみ4名の感染に終わりホッとしているところでございますけれども、  
今後は寒くなるにつれ再流行することと思われまふので、住民福祉課を中心に最善  
の対策を講じてまいりたいと思ひております。

また、非常に嬉しい報告といたしましては、高森中学校剣道部におかれまして、  
平成13年、16年に引き続きまして、本年全国制覇の偉業を成し遂げられました。  
詳細につきましては、広報たかもり10月号での特集を組みましてお知らせいたし  
ますけれども、人口1万人余り満たない山間部の学校で9年の間に3回の全国制覇  
は他に例をみないものであると思ひております。改めて選手をはじめ監督・コーチ  
に敬意を表したいと思ひます。誠におめでとうございました。

本定例会に上程しております議案は、人事案件3件、条例案件1件、予算案件7  
件、その他案件3件で計14件でございます。

何卒よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます、6月定例会の  
結果を踏まえての本会議招集の挨拶とさせていただきます。

なお、最後になりますけれども、ここで議長様にお許しをお願いをいたしまして、  
善良なる町民がいつ落ちるか分からない振り込め詐欺の被害を撲滅するために、こ  
こで振り込め詐欺の撲滅高森宣言を行いたいと思ひます。議員の皆様及び職員の方  
々、家に帰りまして、また町民との会話をされるときに今一度注意を喚起される  
ようお願いを申し上げます。振り込め詐欺撲滅高森宣言。高森町では、高森町生  
活安全条例第1条の規定に基づきまして、安全・安心まちづくり高森町を目指し、  
様々な取り組みを推進しておりますけれども、県内における振り込め詐欺の被害は  
平成20年が229件、被害総額2億3,200万円、本年は8月末現在で、63  
件、1億300万円も上がっており、大きな社会問題となっております。高森町で  
も未遂事案が発生しております。幸いにいたしまして被害がなかったものの、町民  
の貴重な財産が奪われるところでございました。子どもや孫、また役所などを名乗  
って信用させる振り込め詐欺の手口は、日々巧妙になっております。そうした犯罪



の存在自体を知っていても、被害を避けきれなかったというケースが、ほとんどでもございます。私たちは不安につけ込み貴重な財産を奪い取るこのような卑劣な犯罪を断じて許すことはできません。そこで私から振り込め詐欺に遭わないために、町民の皆様方に一つ、家族で被害に遭わないための心構えを話し合う。一つ、電話で「振り込み」「ATM」と聞いたらすぐに家族や警察に連絡するというようお願いをしたいと思っております。高森町は善良な多くの町民の方々が危険にさらされている。この異常事態を一刻も早く解消し、町民の皆様が安心して暮らせるよう高森警察署及び関係機関団体との強い連携のもとに、振り込め詐欺撲滅に全力で取り組むことをここに宣言いたします。平成21年9月15日、高森町町長、藤本正一。

以上、よろしくお願いを申し上げ、振り込め詐欺の撲滅宣言といたします。

本日は、議会参加いただきまして誠にありがとうございました。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三森義高君） どうもありがとうございました。

ただいまから、平成21年第3回高森町議会定例会を、開会します。

なお、10番 後藤英範君からは、会議規則第2条の規定により欠席届出がっておりますので報告します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三森義高君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、8番 相馬俊行君、1番 立山広滋君を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（三森義高君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長 甲斐廣國君。

○議会運営委員長（甲斐廣國君） おはようございます。議会運営委員会に付託されました、会期の報告を申し上げます。議会運営委員会に付託されておりました平成21年第3回高森町議会定例会の会期につきましては、本日9月15日から9月25日までの11日間と決定しております。

以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から9月25日までの11日間と決定しました。

-----○-----

### 日程第3 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（三森義高君） 日程第3、承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 承認第7号で報告申し上げます。平成21年度高森町一般会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

専決をいたしました内容は、8月30日に執行されました第45回衆議院議員通常選挙予算について、各費目に過不足が発生をし、予算の調整が必要になったこと並びに7月の梅雨前線豪雨によります町道の災害復旧等にかかります経費の補正など緊急に補正する必要が生じたことによりますものでございます。今回の補正額は、歳入歳出それぞれに130万円を追加し、これを現形予算に合算いたしますと、44億9,596万8,000円となります。

まず、歳入についてご説明を申し上げます。

6ページお開きいただきたいと思います。

今回の補正の財源は地方交付税130万円の増額補正を財源として充当いたしております。

次に、歳出予算につきましてをご説明申し上げます。7ページに第1項総務管理費、第5目の財産管理費につきましては、委託料から修繕料への組み替えを行い、第4項の選挙費、第3目の衆議院議員総選挙費におきましても選挙執行に必要な各費目の組み替えによる調製を行ったものでございます。

8ページをお開きいただきたいと思います。第6款商工費、第4目の湧水館管理費の修繕につきましては、湧水トンネル内のウォーターパール破損により修繕料について補正を行い、第8款消防費、第3目の消防施設費につきましては、峰の宿地区の防火水槽の修復事業にかかる補正を行ったものでございます。第10款災害復旧費、第1目の公共土木災害復旧費につきましては、7月の梅雨前線豪雨により発生した災害の緊急対応として、土砂撤去などに要した費用を計上いたしましたもので

ざいます。

以上、専決いたしました主な内容について概略をご説明申し上げましたが、ご審議の上ご承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げ説明といたします。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。お諮りします。

本案については、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、承認第7号、専決処分の承認を求めることについては承認することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第4 認定第1号 平成20年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

○議長（三森義高君） 日程第4、認定第1号、平成20年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。本件について、代表監査委員の審査報告を求めます。代表監査委員 色見弘司君。

○代表監査委員（色見弘司君） おはようございます。

ただいまより平成20年度高森町各会計決算審査並びに財産・基金の運用状況審査の報告をいたします。

この決算審査にあたっては、地方自治法第233条第2項の規定により、町長から提出された平成20年度歳入歳出決算書・歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関連法令に準拠して作成されていることを確かめ、これらの計数の正確性を検査をするため、関係諸帳簿、その他証書類との照合など、通常実施すべき審査手続きを実施したほか、必要と認めたその他の審査手続きを平成21年8月24日より9月3日までの期間において実施した。

審査の結果、平成20年度一般会計及び特別会計の決算額は第1表のとおりで、

審査にあたっては、前述の審査手続きにより詳細に審査したが、違法な点は見受けられず、関係諸帳簿・証書類と合致しており、決算計数は正確であることを確認した。

また、予算の執行及び収入・支出の事務処理については適正であることを認めた。財産管理においても概ね良好であることを認めた。

3 ページ、決算の概要及び予算執行について、一般会計歳入決算額の状況及び自主財源、依存財源については、第2表及び第3表のとおりである。歳入総額は、39億9,968万6,000円で、その主なものは地方交付税20億3,060万6,000円。町税5億3,371万7,000円。町債4億1,667万7,000円などとなっている。

主な歳入については、款別に前年度との増減状況を見ると、地方交付税は3,835万8,000円の増、諸収入は1,438万5,000円の増、財産収入は1,271万5,000円の増であったのに対して、繰入金1億684万4,000円の減、国庫支出金1,912万3,000円の減、町税1,541万2,000円の減、町債776万8,000円の減、地方消費税交付金353万9,000円の減、使用料及び手数料350万5,000円の減、配当割交付金101万9,000円の減、自動車取得税交付金149万5,000円の減となり、収入総額においては、8,552万3,000円の減で、率にして2.1%の減となっている。自主財源は8億9,005万8,000円で決算額の22.3%であり、前年度に比べて金額にして9,514万7,000円、率にして9.7%の減である。

一方、依存財源は31億962万8,000円で、決算額の77.7%になり、前年度に比べて、962万4,000円、率にして0.3%の増である。

予算執行にあたって、予算現額43億4,084万8,000円に対して、調定額40億7,713万6,000円、収入済額39億9,968万6,000円、収入未済額7,744万9,000円となっている。

6 ページ歳入状況を述べると次のとおりである。

第1款町税。町税は調定額5億8,462万8,000円に対し、収入済額は5億3,371万7,000円、収入未済額は5,091万1,000円で、収納率は91.3%となっている。収入済額においては前年度に比べて1,541万2,000円の減となり、固定資産税の減収が主な要因である。町税の未納については、職員において徴収に努力されているところである。しかしながら滞納額が昨年度と比較して、2,445万8,000円増加となっているのが現状である。景気の低迷などの影響

もあろうが、今後は徴収方法の再考や徴収記録の再構築など、なお一層の徴収努力による自主財源の確保を望むとともに、税の賦課徴収の公平を期する上からも税行政に対して町民が不信感を抱かないように賦課徴収事務において一層の努力をされたい。

7 ページ、第 10 款地方交付税。地方交付税は、普通交付税 19 億 163 万 9,000 円の特別交付税 1 億 2,896 万 7,000 円で、総額 20 億 3,060 万 6,000 円であり、決算構成比 50.8% を占めている。また、当初予算に比べ 1 億 2,360 万 6,000 円の増であったが、自主財源に乏しい本町においては、貴重な一般財源であり、健全財政確保への大きな財源となっている。

8 ページ、第 14 款国庫支出金。調定額、収入済額は 2 億 1,151 万 2,000 円で前年度に比べ 1,912 万 3,000 円の減となっており、その要因として、児童福祉施設整備補助金、まちづくり交付金などの減によるものである。

第 15 款県支出金。調定額、収入済額は 2 億 5,882 万 3,000 円で前年度に比べ 464 万 2,000 円の増で、障害者福祉費負担金などの増によるものである。

第 16 款財産収入。調定額、収入済額は 1,813 万 5,000 円となっており、前年度に比べ、1,271 万 5,000 円の増で大幅な増となっているが、主に町有林などの不動産売払い収入によるものであり、今後も遊休地の処分など積極的に行い、財源の確保に努められることを期待する。

第 18 款繰入金。調定額、収入済額は 7,166 万 5,000 円となっており、前年度に比べ、1 億 684 万 4,000 円の減と大幅に減少している。これは主に財政調整基金からの繰入れ減少によるものであり、今後も健全な財政運営のため基金の確保に努められたい。

第 21 款町債。調定額、収入済額は 4 億 1,667 万 7,000 円で、その主な起債として臨時財政対策債 1 億 3,397 万 7,000 円。道路整備事業費債 1 億 2,780 万円となっている。

次に歳出について述べると、歳出決算額は、39 億 4,663 万円で第 6 表のとおりである。前年度に比較して 8,318 万 5,000 円の減であり、その主な内容は次のとおりである。

第 1 款議会費は、物件費などの減により前年度に対し 116 万 5,000 円の減となっている。第 2 款総務費は、人件費などの減により前年度に対し 1,179 万 5,000 円の減となっている。

9 ページ、第 3 款民生費については、物件費、扶助費において減少したものの特

別会計への繰出金などの増加により前年度に対して321万円の増となっている。第5款農林水産業費は、物産館管理費などの増により前年度に対して1,080万2,000円の増となっている。第6款商工費は、駅前公園管理費、湧水館管理費の減により前年度に対し、562万4,000円減少している。第7款土木費は、主に道路新設改良費の減により、前年度に対して、5,722万8,000円減少している。第9款教育費は、草部コミュニティーセンター建設事業等により前年度に対して、4,072万2,000円の増となっている。第10款災害復旧費は、災害復旧事業の減により前年度に対して、1億2,202万1,000円の大幅な減となっている。第11款公債費は、起債償還費などの増により前年度に対し3,083万円の増額となっている。第12款諸支出金は、財政調整基金の積立増により前年度に対して2,946万5,000円の増となっている。

11ページ当年度の不用額は、3,424万1,000円で前年度と比較して407万4,000円の増となっている。予備費を除いた不用額は、3,021万5,000円で大部分が執行残や経費節減に伴うものである。節においては少額であるが、予算計上のまま不用額になっているのも見受けられたので、執行において状況を的確に把握し早期計画を立て適切な事務処理をお願いする。

予備費充用については、違法な充用は見られず、やむを得ないものであったと思われる。本年度の予備費充用は11件、357万1,000円で前年度に比べ件数にして1件の増、金額で150万5,000円の増であった。

収支の状況、最近の3カ年間の収支の状況は第7表のとおりである。平成20年度の実質収支は4,520万5,000円の黒字であり、前年度と比較すると1,018万9,000円の減である。また、単年度収支は1,018万9,000円の赤字で基金積立金1億8,585万8,000円、基金取崩し金が5,989万8,000円となり、実質単年度収支は1億1,581万1,000円の黒字となっている。

13ページ、財政運営について。財政運営の目標は、財政の健全性を確保し、さらに限られた財源を最も効率的に活用して、住民福祉の向上を図ることにある。その目標を達成するためには財政運営がその時代の要望に対応し、行政目的の実現に最適なものであることが必要となるが、その財政運営の分析をするにあたっての基本原則は、1、収支の均衡の保持を目指した計画的な財政運営が行われたか。2、財政構造の弾力性確保の努力は十分になされているか。3、行政水準の維持と向上のために、積極的な財政運営がなされているか、があげられている。以下これらの3つの観点から、13ページから17ページまでに記述しているところであるが、

普通会計に係る財政運営について総合的な意見を述べると、本町の財政運営については、実質収支比率1.8%、経常収支比率89.5%、財政力指数0.235、公債費比率14.2%、起債制限比率11.8%と厳しい中、関係者が真剣に取り組み努力されてきたことをうかがい知ることができる。

しかしながら、この中でも経常収支比率は89.5%は、決して良好な状態ではなく、標準値としては75%以下が望ましいとされている。本年度は前年度より1%下降しているものの、本町の財政構造が硬直化していることを示すものである。さらに地方交付税などの削減がされる中で、これらを十分自覚しながら硬直化に歯止めをかけるよう、さらなる行財政改革により抜本的な見直しを図り、財政の健全化に取り組む必要がある。また、義務的経費、物件費、補助費などの節減を図りながら、町税などの自主財源確保並びに徴収率の向上になお一層の努力を期待するものである。

18ページ、平成20年度の起債の状況は第12表のとおりである。平成20年度末の起債元金の残高は56億6,785万2,000円である。また、平成20年度の償還額のうち充当された一般財源の額は7億8,071万6,000円で、公債費充当財源の約95.6%を占めている。なお、平成20年度末の現在高のうち政府資金は51億9,604万6,000円となっている。

19ページ、特別会計。1、国民健康保険特別会計、国保歳入決算については、第13表のとおりである。歳入総額は、11億4,287万9,000円、前年度に比べ3,906万9,000円の減となっている。歳入の主なものは保険税2億1,199万6,000円。国庫支出金3億5,780万4,000円で全体の49.8%を占めている。

20ページ、歳出においては第14表のとおりである。歳出総額10億9,117万8,000円となり、前年度に比べ4,361万4,000円の減で、その主なものは保険給付費6億8,327万8,000円、共同事業拠出金1億4,946万円で、全体の76.3%を占めている。

21ページ、15表のとおりで形式収支は5,170万1,000円。単年度収支は454万5,000円の黒字。実質単年度収支は、基金への積立てにより、4,254万5,000円の黒字である。

22ページ、国民健康保険税収納状況は第16表のとおりである。国民健康保険税の滞納被保険者に対して短期保険証を交付して保険税の収納を図り、滞納世帯に対して時間内外を問わず税徴収に努められている。しかしながら、毎年増加してい

る滞納額が平成20年度において5,910万円であることを再認識され、さらなる納税意識の高揚を図り、滞納整理に格段の努力をお願いする。

また、本年度から保険者に課せられた特定健診並びに特定保健指導が実施されているが、計画書に掲げられた目標の達成に努められるよう要望する。そのことにより疾病の主要因である生活習慣病の減少が図られ、医療費の削減へつながることを期待する。

今後の重要な課題としては、退職者医療費が増加傾向にあることから若年層の健康づくり対策、あわせて健診、保健指導による早期介入、疾病の重症化防止を図り医療費の節減に努められることを要望する。

23ページ、後期高齢者医療特別会計、本年度から老人保健制度により移行し、新たに創立された医療制度である。75歳以上の高齢者を後期高齢者と呼称し、一定の対象層として独立させて、新たな保険システムのもとに組み入れたもので、第17表、18表のとおりその歳入総額は7,871万3,000円、歳出総額は7,814万9,000円となっている。

24ページ、3、介護保険特別会計、歳入決算状況については、第19表のとおりである。歳入総額は6億5,510万4,000円、前年度に比べ1,585万8,000円の増である。その主なものは、支払基金交付金1億7,679万9,000円、国庫支出金1億6,439万5,000円、保険料9,872万円、繰入金8,338万8,000円で全体の79.9%を占めている。

歳出決算状況は、第20表のとおりである。歳出総額は6億527万円、そのうち保険給付費5億5,953万3,000円が全体の92.4%を占めており、前年度に対し1,072万円の増となっている。また、一人当たりの介護給付費は、第21表のとおりであり、平成19年度と比較すると認定者数は減少しているものの、各種サービス受給者数が前年度を上回っており、全体的な介護保険給付費が増加している要因と思われる。このことを踏まえ、保険者として介護保険に係る施設、事業者への指導などを含めて介護給付費の適正化に努められたい。あわせて介護報酬の不適正請求分については、今後も早期の返還がなされるよう強く要望する。

26ページ、簡易水道事業特別会計、歳入総額2億6,700万円、前年度に比べ1,781万6,000円の減で主なものは、使用料及び手数料9,908万3,000円。地方債7,360万円、国庫支出金3,930万3,000円で全体の79.4%を占めており、第22表のとおりである。歳出総額は、2億5,362万8,000円で、前年度に比べ1,422万8,000円の減で、第23表のとおりである。



主なものは水道費1億9,447万1,000円。公債費5,915万7,000円となっている。また水道使用料の未納額が731万4,000円と年々増加傾向にあることを常に認識され、善良な加入者の使用料負担に対する公平感などを考慮して未納対策を十分検討され本事業がスムーズに運営されるよう努力されることを期待する。

27ページ、5、農業用水供給事業特別会計、歳入総額3,605万6,000円で前年度に比べ233万8,000円の減である。主なものは繰入金2,430万円で第24表のとおりである。歳出総額は、3,113万円で前年度に比べ173万円の減で第25表のとおりである。本会計は、基金の運用益収入を唯一の財源として運営されており、国の金融政策の農業用水供給施設の維持など長期的見地から、財政運営に特に配慮する必要がある。

28ページ、6、鉄道経営対策事業基金特別会計、歳入決算額は1,717万円でその主なものは基金繰入金1,560万4,000円である。また歳出決算額も同額であり、主に鉄道経営対策事業負担金1,506万4,000円である。本会計は、基金運用益収入が唯一の財源であり、今後の財政運営に十分な配慮が必要と思われる。

29ページ、老人保健特別会計、歳入総額は1億2,950万6,000円である。前年度に比べ9億8,588万円の減で、支払基金交付金5,032万2,000円、国庫支出金3,593万5,000円が全体の66.6%を占めており、第28表のとおりである。

歳出総額は、1億1,368万2,000円。前年度に比べ9億8,101万4,000円の減で、第29表のとおりである。医療諸費が9,283万円で、総額の81.7%を占めている。

30ページ、資金運用状況、平成20年度の各会計の資金運用状況は第30表のとおりである。内容としては31ページ、第1四半期は年度当初であり、支出も義務的な諸経費が主体であり、収入は主として町税及び地方交付税で支出に対処されている。

第2四半期から第4四半期までは各会計とも収入不足が生じ、第1四半期での余裕金を繰り替えて流用されているが、3月に資金不足となったため、一時借入金として2億円を借り入れ支出に対処されている。4月から5月の出納閉鎖期間においても、農業用水特別会計などに収入不足を生じたが、持ち越し資金によって対処されている。5月には町債、国庫支出金などの収入より一般会計では、5,305万

6,000円。特別会計で1億3,622万2,000円。全会計で1億8,927万8,000円の歳計剰余金となっている。

以上のとおり、資金運用は良好に行われている。

次に、財産の管理状況について申し上げます。

1、有価証券・出資による権利及び債権の管理運用の状況は良好である。今後においても、自らの公金預金の管理運用は自己責任が前提となるため、取引金融機関の経営状況を把握した上で債券運用を含め、確実かつ有利な管理運用に努められたい。

また、土地・建物・山林などの公有財産台帳についても概ね整備されているが、土地利用計画との整合性も図り、効率的な財産の管理に努められたい。

物品管理については、主管課である総務課に物品台帳の正本を備えるとともに、各課で使用保管すべき備品の台帳副本を備え、それぞれ出納記録を行うこととされている。備品は町の財産、言い換えれば町民の財産であり、毎年度備品検査を実施する計画であるので、その使用及び保管については慎重に対応されることを強く望む。

車両については運転日誌などの整備はされているが、今後も車両の点検を充実し、特に冬季の車両の管理には充分注意を払い、安全確保を図られたい。また、長期使用の車両については廃車・買い替えなどにより順次更新が計画されていることは安全性・効率性の面から評価されることである。

4、公共施設についても管理状況及び利用状況により廃止及び解体が計画されていることは評価される。しかしながらその跡地利用については、効率的、効果的運用が図れるよう充分検討されたい。

33ページ、基金。地方自治法第241条第1項前段の規定により、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てる目的で基金が積み立てられているが、いずれも法令、条例に基づいて適正な管理が行われていることを認めた。基金の年間増減額及び平成21年度5月末現在高は下記のとおりである。

34ページ、結び。平成20年度高森町の一般会計及び特別会計決算の結果は前述のとおり、各会計決算及び基金ともに係数に誤りもなく、非違な点も見受けられず適正に処理され、証書類も整理されており、会計経理は正確であった。事業などもほぼ計画どおり執行されており各会計とも収支の均衡を保持した財政運営がなされ実質収入は、黒字決算をもって翌年度に引き継がれており、前述のとおり概ね適正であると認めた。

次に、国の平成20年度地方財政措置についての基本方針は、経済財政改革の基本方針2007を踏まえ、引き続き経済財政運営と構造改革に関する基本方針に沿った最大級の削減を行うこととし、歳出改革を軌道に乗せる上で極めて重要な予算としている。このため引き続き歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、歳出の抑制と所管を越えた予算配分の重点化、効率化を実施することとされた。

しかしながら、現在の社会情勢は都市部と地方部における地域間格差がますます拡大傾向にあり、国においては、その是正手段として法人2税、消費税による是正措置が論議されたところであるが、これらの財源の地方への振替に過大な期待を寄せることは困難な状況となっている。一方、本町における財政状況は国庫補助・負担金の見直し、国から地方への税源移譲といういわゆる三位一体の改革による行政改革が依然大きく影響を及ぼし、極めて厳しいものとなっている。財源の根幹である交付税においてはピーク時から比較すると、単年度分の町税収入を上回るほどの収入減であり、その他の国庫補助・負担金の一般財源化とあいまって、大きな収入不足を生じている。

このような中において、多様化する住民ニーズへの対応、簡素で効率的な行政システムを確立するためにこれまでも徹底した行政改革が行われ、事務事業の見直しによる歳出の抑制が図られることについて評価するところである。

本町行財政を効率的で持続可能とするためには、今後さらなる歳出の削減を行う一方で、安定的な自主財源の創設、確保を図ることが重要であると考え。また、団塊の世代の退職以降、これから職員の大量退職が予想されていることから、人事管理基本方針を策定するとともに、優秀な人材確保に十分努められることを切望するものである。

さらに、国民健康保険、今年度からスタートした後期高齢者医療、介護保険の各特別会計については、高齢化社会のもとに年々増大する予算の現状を踏まえ、関係各課において町民の健康維持増進対策や医療費削減対策などに、今後なお一層の努力をお願いするところである。

なお、これらの特別会計及び水道事業特別会計においては、税・使用料の滞納額が年々増加傾向にある。このようなことから、業務日誌の作成、徴収記録の明確化を図るなどの事務改善や、振替納税などのあらゆる方策を駆使し、徴収率のアップに努められることを要望する。

最後に平成20年度各基金の運用状況審査の報告をいたします。地方自治法第241条第1項後段の規定に基づき、定額の資金を運用するための基金が設けられて

いるが、法令並びに条例に基づいて適正に効率的運用がなされているか、計数に誤りがないか、また基金の目的に沿った運用がなされているか審査した結果は、次のとおりである。

定額の資金を運用するための基金は、国民健康保険高額療養費支払資金貸付基金であり、計数及び関係書類など審査の結果適正であると認めた。今後とも基金の目的に沿って運用されたい。

国民健康保険高額療養費支払資金貸付基金、この基金は被保険者である高額な医療費を支払うことが困難と認めた者に属する世帯主に貸し付けるもので、500万円の基金が設定され、適切な運用がなされていることを認めた。基金の運用状況は、貸付け2件、55万2,000円で、期末残高は500万円であった。今後も高額医療費を抑制するよう、健康保持増進の施策を講じられることを要望するものである。

以上で、平成20年度高森町各会計決算審査並びに財産、基金の運用状況審査の報告を終わります。

○議長（三森義高君） 色見代表監査委員さん、どうもありがとうございました。

代表監査委員の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は、各常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は各常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。しばらく休憩したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 55分でございますので、10分から始めたいと思います。よろしく願いいたします。

-----○-----

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（三森義高君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第5 報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（三森義高君） 日程第5、報告第2号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。本件について、報告を求めます。

町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 報告第2号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご報告を申し上げます。

これは、いわゆる破綻状態である財政再生と黄信号で示す早期健全化の二段階によって、自治体の健全化を示す指標として、平成19年6月に公布されました「地方交付団体の財政健全化に関する法律」に基づき導入されたものでございます。指標といたしましては、実質赤字比率、実質連結赤字比率、実質公債費負担比率、将来負担比率の4指標でございます。このうち実質公債費負担比率につきましては、18年度から20年度の3カ年の平均値から算定をしております。また、公営事業、本町では簡易水道事業がこれにあてはまりますが、資金不足比率がでございます。昨年度の平成19年度決算から議会報告が必要となっておりますので、本年も今回の報告となったところでございます。

平成20年度決算によりますと、4指標のうち本町が該当するものは実質公債費比率と将来負担比率の二つであります。それぞれ早期健全化の基準を下回っております。公営事業に係ります資金不足比率につきましては、今回該当するものはございませんでした。

以上でございますが、この件に関しましては、法の定めるところにより監査委員さんの審査を受けておりますので、審査結果に関する報告を付して報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 本件は報告事項であります。質問があれば、発言を許します。質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質問なしと認めます。

以上で報告第2号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告については終了します。

-----○-----

日程第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（三森義高君） 日程第6、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明を申し上げます。

現職の人権擁護委員の田上寅光氏は1期3年にわたり、人権擁護委員行政にご尽力をいただき、またご協力をいただいておりますが、その任期が21年12月31日をもって満了するために、その後任として引き続き高森町大字津留592番地1の田上寅光氏を推薦するものでございます。

同氏は人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として適任者であり人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。どうかご決定をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案については、原案のとおり決定したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（三森義高君） 日程第7、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見

を求めることについてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。  
町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 諮問第2号、人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについてご説明を申し上げます。

現職の人権擁護委員の荒牧邦彦氏は、1期3年にわたり人権擁護委員行政にご尽力、ご協力をいただいておりますが、その任期が平成21年12月31日をもって満了するため、その後任として引き続き高森町大字上色見1702番地1、荒牧邦彦氏を推薦するものでございます。同氏は人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として適任者であり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。どうかご決定をくださいますようお願いを申し上げます。提案説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案については、原案のとおり決定したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第8 同意第5号 高森町教育委員会委員の任命について

○議長（三森義高君） 日程第8、同意第5号、高森町教育委員会委員の任命についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 同意第5号、高森町教育委員会委員の任命について提案説明を申し上げます。

草村伸夫氏は、人格高潔、識見高く、現在高森町教育委員として本町教育行政

に貢献をしていただいております。その任期が本年9月30日をもって満了するため、同氏を教育委員会委員に再任命いたしたく、選任同意を求めるものでございます。

速やかにご審議をいただき、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。提案説明といたします。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、同意第5号、高森町教育委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。本案については、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、同意第5号、高森町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第9 議案第42号 平成21年度高森町一般会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第9、議案第42号、平成21年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議案第42号で提案いたしました平成21年度高森町一般会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、7月の梅雨前線豪雨によります災害復旧事業費及び補正予算第1号で減額されました町道色見環状線整備事業と町道南片山線整備事業の復活。また、平成20年度にも実施されました国の子育て応援特別手当事業等によるものでございます。今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ8,661万1,000円の増額補正となりまして、現計予算と合算いたしますと歳入歳出それぞれ45億8,257万9,000円となります。

続きまして、5ページの地方債の補正についてご説明を申し上げます。



今回の地方債の追加するものは災害復旧費にかかわるものでございまして、1,340万円を限度として、災害復旧事業債を設定するものであります。

次の変更につきましては、1番の公営住宅建設事業債と4番の退職手当債におきまして、一般財源の充当が可能となったことから、それぞれ皆減し起債借入額の減額を図ることといたします。

3番の町道整備事業の過疎債分につきましては、冒頭でご説明申し上げました町道色見環状線整備事業の増額復活によるものでありまして、また4番の辺地債分につきましては、同じく冒頭でご説明をいたしました町道南片山線整備事業の増額復活によるものでございます。

8ページをお開きいただきたいと思います。9款の地方特例交付金につきましては、それぞれ現時点での交付金見込額を調製いたしましたものでございます。14款の国庫支出金の第3目、第1節の障害福祉費負担金の更生医療負担金150万円につきましては、更生医療費が増額となることによる国庫負担金を受け入れるものでございます。

同じく国庫支出金の第10目、災害復旧費国庫負担金の公共土木施設災害復旧費国庫負担金2,700万4,000円につきましては、冒頭でご説明をしたところの7月の梅雨前線豪雨による災害復旧事業に係る国庫負担金を計上いたしましたものであります。同じく国庫支出金の第2項の国庫補助金の第3節、子育て応援特別手当交付金563万2,000円につきましては、冒頭でご説明いたしました子育て応援特別手当に係るものでございまして、その下、7目の土木費国庫補助金の第2節、地域活力基盤創造交付金の1,300万円につきましては、増額復活となりました。町道色見環状線整備事業と町道南片山線整備事業により受け入れをするものでございます。

そのほか9ページの国庫支出金、県支出金につきましては、各事業の推進によりまして、それぞれ調製を行ったものでございます。

10ページをお開きいただきたいと思います。第16款、財産収入の不動産売払い収入につきましては、県砂防工事用地代として200万8,000円を、また国民休暇村国有地内の人工林、混合林内の立木の売払い金として1,900万を受け入れることとなったことにより、補正を行うものであります。18款の繰入金第1目、第1節の基金繰入金353万4,000円につきましては、本年度地方交付税から地域雇用創出推進基金に積立てを行ったことから、本補正予算について雇用創出につながるものについて充当を行うことといたしております。その下の特別会

計繰入金144万8,000円につきましては、介護保険特別会計及び老人保健特別会計、平成20年度精算金として、それぞれ精算を行ったものでございます。20款の諸収入の雑入につきましては、県砂防工事に伴います分収林の買取り補償金と町営墓地の2区画分を受け入れることといたしております。

11ページをお願いしたいと思います。21款の町債につきましては、先ほど5ページの地方債の補正のところでご説明申し上げておりますが、各事業債ごとに説明を記載をいたしております。地方債につきましては、今後とも起債額を抑制するように計画をし、財政の健全化を図ってまいります。

次に、歳出の主なものについてご説明を申し上げます。12ページお開きいただきたいと思っております。

第2款の総務費、財政管理費の負担金補助金及び交付金と補償補填及び賠償金につきましては、須坂と久原地区の県砂防工事に係るものでございます。

13ページをお願いしたいと思います。第2款の総務費、地籍調査費につきましては本年度の事業費が確定見込みとなったことにより減額と組替え等を行っているものでございます。第3款の民政費、障害福祉費の13節委託料につきましては、更生医療費の増額及び相談支援を充実・強化するために必要な予算を増額補正をするものでございます。14ページをお開きいただきたいと思っております。

23節は、償還金、利子及び割引料につきましては、平成20年度の障害者自立支援特別事業の清算を行いそれぞれ国への償還を行うものであります。

続いて15ページをお開きいただきたいと思っております。

第4款、民生費の児童福祉費、児童運営費の第19節の負担金補助及び交付金540万円につきましては、子育て応援特別手当に必要な予算を計上いたしております。15ページから16ページにかけては、各事業の精算見込み及び精算と組み替え、また各事業の精査による過不足額の調製を行ったものでございます。

17ページをご覧ください。

第6款、温泉館管理費修繕費の115万円につきましては、ボイラー周辺器具の修繕の必要が生じたことにより補正を行ったものでございます。第7款、土木費の第2目、道路新設改良費につきましては、町道色見環状線整備事業、町道南片山線整備事業の増額復活による必要な補正を行ったものであります。

18ページをお開きいただきたいと思っております。18ページから19ページにかけては、教育費の各事業の精算見込み及び精算と組み替え、また各事業の精査による過不足額の調整等を行ったものでございます。

続いて20ページをお願いいたしたいと思います。第10款、災害復旧費の公共土木施設災害復旧費につきましては、本年7月に発生いたしました梅雨前線豪雨によります災害復旧事業に必要な予算をそれぞれ計上いたしましたところでございまして、早期の着工と完了を目指してまいりたいと存じております。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要をご説明申し上げましたが、ご審議をいただき、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。よろしくご説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番 森田 勝君。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 2番、森田です。

町長も先ほど述べられましたように、財政難の中いろいろな事業に取り組んでおられるということで、私たちも応援していかなくてはと思っていますが、この中身を見て温泉館がですね、これで3回か4回か補修が上がっております。年数も経っておりますので、今後どんどんまた修理の方が増加していくんじゃないかと思っていますが、修繕はするし、お客さん減ってくると、これについて今後、町長どのような方向で温泉館の運営をされていくかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） たいへん温泉館も始めまして数十年経っております。ちょうど機械的にいろんなものが修理するときに入ってきているとそのように思っております。この温泉館というのもたいへん当初はすばらしい温泉館ということで、各地域にできました。あまりにも各地域にでき過ぎまして、いろんな人それぞれ温泉の性質とか、いろんな景色とか、また交通便とかいろんなものをお客さんは精査しながら、お客さんはおいでになっているんじゃないかなと思っています。そういう中で、私どもの高森町の方はこの南阿蘇の方につきましては、当初から料金等もそのまま据え置いておりますし、いろんな勤めておられる方もほとんど99%高森の地域の方を雇用すると、そういうことで今進めているところがございます。一つの雇用の場も確保ということと、それも一つは一番大事なことは、やはり高齢者皆さんの健康の増進というのが一番大きな目的であろうかなとそのように思っております。温泉等にも入っていただきまして、心ゆくまでのんびりとしていただく、そしてまた、心のケア、また地域の方々と会話することにおいていろんな温泉館の目的が、ただ利益を上げるじゃなく、費用対効果だけではなく、そういう目的では温

泉館は今のところ絶対必要であろうかなとそのように思っております。

確かにもう20年経ちますから、当然傷んでいるところがございますけれども、やはりできる限り大きな修繕が出ないように、そしてまた、今、勤めている方もですね、ちょっと言葉は悪うございますが、機械をだましまし使っていて、今、数年過ぎまして修理が大きくなってきたんだらうかなとそのように思っているところがございます。

できる限り最低の費用で、最高の目的を達成するようにやっつけよう、そのように思っているところがございます。

もう議員さんもお存じのように南阿蘇全体的なものは値上げもございました。温泉値上げございました。その時も確かに高森町も一緒にと同じ阿蘇ですからということで、お話がございましたが、その時もお金は据置きでと、うちはそういう意味で福祉、特別高齢者も多い地域ですし、またそういうためにも町民バスも走っているわけですから、そういうことで値上げもやめてということでございました。今のところは今の状況で何とか乗り越えていただいて、そしてまた温泉館にお勤めになっている方々がお一層そういうことを思っ努力をしていただくとありがたいかなと思っております。私どももできる限りそういう面については努力してまいろうとそのように思っております。第三セクターということで、失礼いたしました。指定管理者ということで今ちょうど4年目を進めているところがございますが、なお一層指定管理者になっておられる方にも努力をして、一生懸命していただくように指導してまいろうと、そのように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 今、町長の方から今のままの態勢でいくというようなことでございます。おそらくですね、私が思うに20年あまりも経つということでございますが、地中ボーリングのですね、これもやがて故障の時期に入っているんじゃないかと思っております。その諸々ですね、いろいろするとたいへんな額に今後なっていくんじゃないかと思っております。その中においてですね、やはりいっそう点検をですね、やっぱりしてもらって、ボーリングなんかは地中の中だけん上げられんきですね、これはちょっと無理なことですけど、まだほかに傷んだ箇所がないかですね、やっぱり業者の方に見積もらせて、いっぺん点検をしたらどうかと思っております。ちょこちょこですね、こういうふうな整備をせにゃんちゅうことになると、議員も何のために温泉館があるかと、そういうような話になってまいりまして、

やっぱり私はこれ議員になる前に話が出たと思いますが、休暇村さんの方でいろんな話があったと聞いております。その中において私は何でそちらの方にされなかったのかと今つくづく思っておりますが、今後ですね、やっぱりこういう箱物はたいへん傷んでいきますので、そういう点検を今後なされたらどうだろうかと考えていますが、その点について町長の意見をお願いします。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 今回の点検についてですけども、今お話が出てますようにすべての機械がかなり老朽化しております。それについては、今年はこういうふうに点々と出てきますので、ボイラーが以前もありましたように営業停止をどうしても1日かけないかと救急にという状況ですので、いま温泉館の支配人と話して1回全体的に見直そうと、故障したから修繕するんじゃなくて、老朽化でどうしても修繕せないかんという状況になった時点ではどうしても修繕していかんということで、今後営業停止が出る可能性も十分出てくるということで、支配人といま話しまして、全体的な見直しを一気にできませんので、業者さん等呼んで悪い部分とかずっと見ていただいて、来年の4月ぐらいには、故障したから修繕を上げるんじゃなくて、故障する前に完全に老朽化しているやつについては、やりかえていきたいという考えではおります。以上でございます。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） もう一つ付け加えておきますけども、今ちょっと休暇村の話が出ましたけども、休暇村さんと高森町の温泉館とは、何ら関係ないこととございまして、休暇村さんからうちの方に指定管理者ですかね、そういう申込みがきたこともございませぬ。いって聞いてもらおうと休暇村現在あるわけですから、全然きたことはございませぬし、今までは高森町の高森の温泉館のお湯が余ればという感じでだいぶ進めてはあったようにお聞きいたしました。しかし、うちの量も沸かして使う、重油を使ったボイラーをですね、それを重油まで使って休暇村さんにおあげするとは無理だろうということで、去年ですかね、はっきり休暇村さんに高森町の温泉館のお湯を休暇村さんに送るということではできませんと、それはもうはっきり確かに私はお断りいたしました。そのあといま温泉館の方も休暇村さんの方もボーリングをなされて、すばらしい温泉が近くに出たということで、いま年間うちの方に温泉代一人当たりあそこは宿泊でございますから150円の入湯税でおいでになります。だいたい700万円から800万円ぐらい温泉の入浴税ということで町に納めていただいております。しかしながら休暇村さんの温泉ができたから、高森の温

泉館が減ったということはありません。あそこは宿泊ということで、泊まる人以外は入れないというのと、食事かなんかせんことには温泉には入れないと、ただ温泉に入らせてくださいというのは休暇村は受け付けないということになっております。そのあたりも理解しておっていただいた方がいいかなと思いますので、お願いいたします。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。1番 立山広滋君。マイクを近づけてくださいね、お願いします。

○1番（立山広滋君） 1番、立山です。この補正予算には、直接関係はありませんけれども、今後非常に関係してくると思いますので、町長及び総務課長にお尋ねいたします。

町長が冒頭挨拶の中にありました。もう皆さんご存じのように、さきに行われました8月30日に行われました第45回の衆議院の総選挙です。結果はご存じのとおりだと思います。言葉がないほど自民党が負けたということで、ご存じのように自民党が119、同じく政権与党であります公明党が21合わせて140ということで、過半数にあと101足りないということで、第一党の座からおりたわけなんですけれども、それに比べて民主党が309、社民党が7、共産党が9、国民新党が3、みんなの党が5、諸派の新党第一を含めまして無所属が7、全部で480このような結果になったと思います。この私たちが住んでいる熊本3区をみてみますと、まだ保守層が多くてですね、これもご案内のとおり自民党の現職が2,208、民主党の新人さんが1,698、無所属の新人さんが563、もう一人の方が13という数字だったと思います。全国各地で300小選挙区がある中で、だいたい1区現象と言われております。1区が民主党が強いと言われてますけれども、どこもかしこも民主党1区現象が出たというふうに思っております。振り返ってみますならば16年前の93年、93年7月に行われました総選挙でその時も自民党は大惨敗ということでそのときはまだ小選挙区比例代表並立制じゃありませんでしたので、定数が確か511だったと思います。その時も自民党は大惨敗ということで223の議席しか取れなかった。だからその年、93年の8月9日ご存じのように7党1会派による細川連立ができたわけです。これも約10カ月ぐらしか続かなくて、94年に自社さきがけ、すなわち村山内閣ができたわけです。ちなみにその95年明るる年は地下鉄サリン、オウム教の地下鉄サリン事件があった年でもありますけれども、いろいろ前置きが長くなりましたけれども、町長の挨拶の中でいろいろ懸念しているということがありましたけれども、たぶん民主党が今後4年間増税

をせんと消費税を上げない、解散もしないということであれば、民主党、社民党、国民新党3党連立の政権がこのままだと4年続くわけなんですけれども、自民党が55年体制以来、今申し述べました細川連立内閣10カ月以後、その以前、その以後、ずっと自民党が政権をとっているわけでございますけれども、今後いろんな事業をしていく場合、民主党は国民の生活が第一ということで、今度の補正も予算執行の停止とか予算の見直し、組み直しいろいろ代表が言われておりますけれども、今後この高森町においてですね、どういう点を危惧されているのか。そして、また反対にどういう点を今度民主党が政権をとりますので希望をもってみていらっしゃるのか。

そのへんの主観の方を町長と総務課長にお尋ねいたします。

以上です。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 大変、国政のことになりますと、私も年に2、3回しか陳情に行かんもんだけん、えらい詳しくは分かりませんが、今回の選挙についてはですね、たいへん今民主党さんのお話を聞きますとたいへんすばらしい計画でもございまして、実行されるかどうかはまた別にいたしましても、これだけの人物じゃなくて、民主党がいいんだと政権交代だという選挙ではなかったかなとそうように思っております。また、政党は別にいたしましても、あまりにも政党内での分裂が激しいと、親方船頭さんが多すぎて船がどっちゃん行っていいかわらんちゅう戦争が今回はあったんじゃないかなと、一番大事なのは昔から言うように船頭は一人いれば十分なのに4人も5人も出ますもんですから、先頭がおかしいと、船頭さんがくるったんじゃないかなと少し思っております。

それと民主党に期待するというのはですね、それはもちろんマニフェストがございまして、誰しもマニフェストに基づいて私もそのように今仕事しているわけですが、子ども手当を来年4月から1万3,000円と2年目から2万6,000円と、そういうことにおきますと5兆6,000億円くらいいるというようなお話を聞いておりますし、農家の方も戸別補償をすると、いろんな政策をなされております。新幹線はただ、何もかもただなもんだけんですね、ちょっと困った部分がございますが、その分を昨日の新聞にも大きくクローズアップをさせていただきましたが、公務員の給料を2割減と人員も2割減と、そしてまた一番私は新聞を見てあまり関心しなかったのは、人員がオーバーした分は地方に回すとですね、地方に回すということは地方にそれだけのものがあるかちゅうたら、いつも申しますが空

雑巾をまた絞るような施策ではうまくいかんとそのように思います。いろんな施策あつての国の大きな外交からいろんなものについてのお考えのもとに明日首班指名があるかと思えますけれども、私自身は今の状況で本当に農家戸別補償、いろんなものに政策がございました。子どもさんのそういう子ども育英資金とかですね、いろんな障害者に対して優しい心配りはたいへんできておりますけれども、どのような施策がなされるかというのは私もちょっと想像ができませんし、ただ言葉だけならたいへん期待をいたしております。地方にとっては、ああいいな、とその気持ちには変わりございませんけれども、なかなか私どもがこうやって皆さんといろんなお約束をしながら、「あしたやるばいた、あさってやるばい」といってもなかなか進められないというのは、ただ大か小かの違いでですね、なかなかたいへんなことがあるだろうなど、そのように思っております。民主党に期待はいたしておりますし、来月の11月17日から全国大会がございます。そのときに阿蘇郡市はですね、本当の話3区の自民党さんを推薦をいたしたということでございますから、全員で1市3町3村で民主党さんに会うようにはなっております。そのときですね、この阿蘇の、この3区の実情を十分に訴えてまいろうとそのように思っております。返事はどうなるか分かりませんがその部分については、訴えてまいろうとそのように思っております。

私どもが、えらい玉名の話したり、肉の話したり、熊本市内の話をしても全然私どもピンときませんもんですから、私自身は高森町の長として、仕事をですね、当然民主党さんであれ、自民党さんであれ訴えるものは訴え、そしてまた少しでも私どもの町民の方々が安心して暮らせるようにするのが私の役目でございますから、なんら政党さんに遠慮なく必要なものは必要ですと訴えてまいろうとそのように思っているところでもございました。今回も先ほど養鶏場の話もいたしましたけれども、やはり自主財源探しはいかに大事かということを今やっているところでもございます。

是非みなさんの議員さんの先生方にも応援をしていただきまして少し背中から押していただければ本当の意味での、この高森町の活性化ができるかと確信をいたしておりますので、それも重ねてお願いを申し上げたいと思います。よろしく願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 総務課長 色見隆夫君。

○総務課長（色見隆夫君） 私の方もですね、いま町長がいろいろ申し上げましたが、現在懸念している部分につきましては、町長が冒頭に申し上げましたとおり経済



気対策の事業についてが一番懸念をしている内容でございます。務めとしましては、1日でも早く国の方向性を確認し、それに基づいて予算の方の取りまとめということを進めていかなければならないというふうに考えておりますので、どうぞご協力方よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） 1番 立山です。ありがとうございます。もう一点町長にお伺ひします。これも先ほど冒頭の挨拶の中にありましたけれども、町内で7カ所を町政座談会を行ったということでもありますけれども、一部の町民から私聞いた話なんですけれども、その会に参加している人はその会でのどういう発言があった、というと分かりますけれども、他地区になると、どういう話があるんだろうということが、ちょっとからないけん、あた知らんなというお尋ねがあったんですけれども、私もちょっとよその地域のことは分かりませんということを話したんですけれども、全部の地域でいろんな上がった声をたぶん町政に反映されるんだろうと思ひますのでどういう声が上がったか、それを町民の皆さんにちょっと知らせることも必要じゃないかなあ、ただ帳面消しにやったんじゃないかとですね、どういう意見があった、今こういうことが進んでいるということをおつと町民の皆さんに知らせる必要もあるんじゃないかと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今回の町民座談会はですね、ちょうど2期目の折り返しということでしたところでございます。前回もして回ったわけでございますけれども、今回は一番大事な携帯電話の普及というのが今回この経済対策で出ると普通私どもの小さな町でできるわけでもございせんもんですから、そういう野尻、草部地域の鉄柱を立てる9カ所と、またこの色見地域も高森町といいますけれども、まだテレビが映らない地域がございします。そういうのを含めて一緒にやろうと経済対策を主にやるということと、マニフェストに書いてありますお話をしましたように、行財政改革をこういうことでやりましたということと、今回は上の山登部に関しましては、ブロイラーについては、最後のチャンスのように思ひますから、一緒に協力してください。もちろんそういう貴重な財産も一緒にお願いをするわけですから、そのへんを十分ご理解いただけるようにということでお話をしてまいったところでございます。内容につきましてはですね、ちゃんともう整理ができておりますから是非地域に一番難しいのは野尻地域をですね、地域の座談会を高森町の人に説明してもなかなか分かるかなと思ひてな、出すことはなんも問題なく、ここにぴしゃつと

整理は上がっております、もう全部ですね、だれが言うたまでは書いてなかばって  
んですね、そういう意見については書いてございますから必要であれば、内部でよ  
く検討して広報と一緒にでもですね、二、三ページ足しても必要であれば回したい  
と思います。内部でよく検討してお願いをしたいと思います。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、各常任委  
員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第10 議案第43号 平成21年度高森町国民健康保険特別会計補正予算につ  
いて

○議長（三森義高君） 日程第10、議案第43号、平成21年度高森町国民健康保険  
特別会計補正予算についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めま  
す。住民福祉課長 後藤秀希君。

○住民福祉課長（後藤秀希君） 議案第43号、平成21年度高森町国民健康保険特別  
会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算に2,188万4,000円を追加し、総額を11億2,  
233万4,000円とするものです。

主なものを説明申し上げます。

6ページの歳入です。1款、国民健康保険税は申告による所得税、住民税の確  
定に基づき税の本算定によりそれぞれ減額しております。

4款、国庫支出金は出産育児一時金が10月から4万円加算されることに伴う  
国の負担分2万円掛ける7名分、14万円を計上しております。

5款、療養給付費等交付金は退職被保険者分の過年度精算額422万9,000  
円を増額しております。

11款、繰越金は20年度の繰越額が確定したために3,170万円増額してお  
ります。

7ページからの歳出です。

5 款、介護納付金は 20 年度の精算による 320 万 9,000 円を減額、10 款諸支出金は、20 年度の精算による一般被保険者分の国庫への返還金 1,676 万 5,000 円を増額、11 款予備費は不測の支出に備え 791 万 2,000 円増額しております。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（三森義高君） 5 番 甲斐廣國君。

○5 番（甲斐廣國君） 委員会でもまた審議されると思いますけれども、監査委員から監査報告があった中で、20 年度の監査報告の中で国民健康保険未済額、件数が 269 件というふうに出ております。額も相当大きいわけですが、これもやっぱり一緒に口座から引き落とすという形になった中で額の大きい納税者あたりでこういうふうな形になっているんじゃないかというふうに思いますが、今後この対応ですね、これがまた今年もこういうふうな形になっていけば、だんだん重なって、たいへんなことになりはせんかというふうに思いますが、課長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（三森義高君） 住民福祉課長 後藤秀希君。

○住民福祉課長（後藤秀希君） 滞納額の増加につきましては、原因の分析等今後どのように、滞納の解消を図るかということで、先ほど課内で検討会を開きまして、まず全課あげてチーム編成により、とにかく滞納者に当たっていかうということで、いまのところ進めております。

○議長（三森義高君） 5 番 甲斐廣國君。

○5 番（甲斐廣國君） 戸別訪問をして何回も何回も行くということになると非常に職員も少ない中で、たいへんだらうというふうに思っております。

これはやっぱり根本的に納税の方法、元に戻るわけにはいかないとは思いますが、やっぱり根本的に全体を見直してなるべく私たちが納税者ですが、納税組合があったときには、ほかのことはさておいてやっぱり組合迷惑かけんごつというような形でこれだけは金をとって納めていきおったということですので、根本的にじっくり検討をしておしてほしいなというふうに思っております。以上です。

○議長（三森義高君） 7 番 甲斐正一君。

- 7番（甲斐正一君） 7番 甲斐です。先ほどからたいへん滞納者が多いということですが、一番懸念されるのが新型インフルエンザの問題もあるんじゃないかなというふうに思っております。なぜならば保険証を持っていないと病院にかかれませんか。ですからそういう対応ですね、今後どのようなことを考えておられるかをまず町長にお聞きし、住民福祉課長にもお聞きしたいと思います。
- 議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。
- 町長（藤本正一君） すみません。もう一度お願いします。
- 議長（三森義高君） 7番 甲斐正一君。
- 7番（甲斐正一君） 町長もですね、うっかりされとったというふうに思いますが、まずは流行がね、今年はいへん新型インフルエンザの流行が多いということで、まず滞納者がいま5番議員さんが言われましたように、たいへん多ございます。ですから、保険の使えない人もいるんじゃないかなというふうに思っております。その対応ですね、部分的に何か月か保険を出すのか、出さないのかをお聞きしたいということです。
- 議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。
- 町長（藤本正一君） 今、新型インフルエンザにつきましては、国を挙げて、厚生労働省を挙げていま取り組んでおられます。1,800万人、外国から三千何百万人と、どうしてもそれでも足りないということで、一番医療関係者、妊娠された方、子どもとか、順次先行される対策は国の方の指示にあるかと思えます。1回が4,000円だそうでございます。2回せんと効き目はないと、だけん8,000円だそうでございます。あらずじはそういうことでございます。高森町でそういう保険の納税がなされていない人にどうするかという意味でしょうけん、何とも、ちょっと。
- 議長（三森義高君） 担当の住民福祉課長 後藤秀希君。
- 住民福祉課長（後藤秀希君） 滞納のある方につきましては、滞納の状況によりまして、資格者証あるいは納税につきまして努力されている方につきましては、短期の保険証を出しておりますので、資格者証を発行した方については、医療機関でまずは十割負担していただくと、その分について窓口の方で精算をするという形をとっております。
- 議長（三森義高君） 7番 甲斐正一君。
- 7番（甲斐正一君） 今朝の新聞にも載っておりましたが、みられたというふうに思います、天草市の方ですね、そういうような対応をするということでございます。

した。やはりですね、これは予防策ですから病院にかからないとだんだん患者が増えますので、そのような方向で町におきましてもどこでどうやって風邪がはやるか分かりませんので今後の対応としてやっていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 6番 後藤です。ただいま7番議員さんの方から、国民健康保険の特別給付ですね、要するに天草市の例をみますと、一番流行期間に入りますただいまから来年の1月10日日までだったかの限定がしてございました。そういうことが高森町としてできるかどうかという問いかけじゃなかったかと思いますが、部内ではそういう検討がされているかどうかいかがでしょうか。

（「特別措置ですね、特別措置として新聞を見てください」と呼ぶ者あり）

○議長（三森義高君） 住民福祉課長補佐 長尾和博君。

○住民福祉課長補佐（長尾和博君） 今日の新聞に確か今お尋ねの件、載っておりました、あの件につきましては窓口で10割を払う資格者証という、それが発行された方について、今回は特例で短期証、これは期限付の保険証になります。これを発行して窓口での負担を3割に抑えると、それで新型インフルエンザですね、その蔓延を防いでいこうという思惑と思われております。

本町においては、今のところ資格者証、要するに窓口で10割を払う分については発行はされておられません。ゼロでございます。あと発行しておりますのは短期証、これだいたい15日とか1か月とかそういう具合に短期だけであとはまた窓口に来て更新をしていくというものを発行しております。それでだいたいうちの方は窓口では3割負担されれば医療機関にかかると、ただし保険税はその都度幾ばくか分割で納めていただくという方法をとっております以上でございます。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 6番 後藤です。尋ねているのですね、その特別措置ができるかどうか。担当課とか担当課長とか係でできる問題じゃなかろうと思うんです。町としてですね、そういう取り組み姿勢ができるかどうかを尋ねている、もう今までの形は分かっておりますそれは、それは分かっているけど、この限られた期間内、要するに新型インフルエンザの大流行に合わせた特別措置ができるかどうかというような問いかけでございます。

（「そら係長や課長じゃのうて町長の姿勢が・・・」と呼ぶ者あり）

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、課長補佐の方が申しましたのは今の現在の保険制度を説明をしたかなとそのように思っております。いま議員さんがおっしゃったのは、そういうインフルエンザがはやるけん、保険証を短期間のを3カ月、1カ月のを出して3割負担でさせると、してやるか、やらんかという意味でしょ。

そこへんのが難しいたいなあ。

保険は払わん、なあ、医者はいく、今度は風邪がはやるけん3割、だんだん、だんだん、そりゃあ風邪がはやるとは確かに困ります。それはもう大変なことでございますけん、逆にいうならですね、本来言うちですよ、今回のケースですんなら半額は町が負担すると全員に町民に1回分は払うと、そのようなことならわりかしスムーズにいく可能性はあるですね、そうせんと保険代を納付されていないで、もう何カ月もずっとたまって、その病院にかかるときに短期間の保険証をくると、そのときちょっとした3万円あれしとったら2千円払って2万8,000円は、つけとって短期間の保険証を持って行くと、そういう意味でしょ。逆にいうならですね。（「違う、違う意味合いが違うごた」と呼ぶ者あり）

今、実際役場はそういうシステムですよ、役場はですよ。今現在、そういう短期間ちゃそういう意味ですよ。だから保険証は発行されてないわけですよ、保険料を払ってないから保険証を発行できないわけですよ。病気したときには保険証がないと全額負担で病院から取られますから、それではいかんから払っていない部分ば幾らかなにがしか払って3カ月なり1カ月の保険証を持っていきよるのが今の現状ですよ。

だけん風邪がはやるけん、またすんなら混乱しますもんね、それよりもやるとすんならですね、私が思うのはやるとすんなら1回が4,000円ですから8,000円掛かるから3分の1を町が補助するとか。そういう方向性の方が全員にお子さんにも、高齢者にもいき渡るんじやなかろうかと、選ぶならそっちのほうの方が、ただ保険証を短期間発行するよりも町民全体にそういうふうにしたほうがいいんじやなかろうかなと、まだ全然これは検討しとらん部分ですけんですね。ひょこつと言わすもんじゃけん。はじめっから話してあればばってん、ひょうこつと言わすけん思いつかん。風邪がはやるとはよう分かるばってん。

そういう意味ですけん、またもちろん内部で検討ですね、議員のみなさんに相談します。そういうことです。よろしくお願いします。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） まだ部内で検討がなされていないようでございますが、天草市

が県下ではじめてと、日本で3例目とかいう形で載っておりましたが、要するに保険証が交付されていない。要するに悪質でそういう保険、国保を納めないというわけじゃなくて非常にやっぱり家計的に苦しくて納めなかったような人たちが、そういう状況におかれている人たちにですね、特別の限定付き3カ月とかどしこの限定付きで保険証を交付するというようなことが新聞に載っておりましたので、そういう検討がされるかどうか。部内で検討されてまた議会に報告するというようなことでもございましたが、もう風邪はどんどんはやっておりますので、なかなか間に合うかどうか分かりませんが、できればそういう措置ができるかどうか。でけんならでけんでもうそりゃそういう報告の仕方しか、しかたありませんが、要するに弱者の味方になってそういう救済もできるかなというような気持ちを持っております。しかしながら、政治は流動的で非常に厳しいから財政も切り詰めていこうというような感覚の中で、国保の方も切り詰めるということであればですね、私たちはありのままを報告するだけであって、部内で検討だけはしたほうがいいんじゃないかというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。

しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。しばらく休憩します。1時5分から始めたいと思います。よろしく願いいたしたいと思います。

-----○-----

休憩 午後0時05分

再開 午後1時05分

-----○-----

○議長（三森義高君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第 1 1 議案第 4 4 号 平成 2 1 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第 1 1、議案第 4 4 号、平成 2 1 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 後藤秀希君。

○住民福祉課長（後藤秀希君） 議案第 4 4 号、平成 2 1 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算に 5 6 万 2, 0 0 0 円追加し、総額を 8, 7 5 8 万 4, 0 0 0 円とするものです。

概要を説明申し上げます。6 ページの歳入は、2 0 年度のからの繰越額が確定したことにより、繰越金を 5 6 万 2, 0 0 0 円増額しております。7 ページの歳出は、1 款総務費の 1 2 節役務費で金融機関の振替手数料を 6 万 1, 0 0 0 円増額。5 款予備費に 5 0 万 1, 0 0 0 円を計上いたしました。

以上を説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 4 4 号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第 1 2 議案第 4 5 号 高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第 1 2、議案第 4 5 号、平成 2 1 年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 後藤秀希君。

○住民福祉課長（後藤秀希君） 議案第 4 5 号、平成 2 1 年度高森町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、説明を申し上げます。



今回の補正は、既定予算に5,826万9,000円を追加し、総額を6億6,417万7,000円とするものです。内容の主なものを説明申し上げます。

6ページの歳入は、21年度の各種介護サービスの事業量の見込みにより、3款国庫支出金の介護給付費負担金を53万8,000円、給付の変動に備える調整交付金を2,263万3,000円それぞれ増額。5款県支出金の介護保険給付金、現年度分を580万4,000円減額、過年度分を558万5,000円増額しております。7款繰越金は、20年度からの繰越額を3,511万6,000円増額補正しております。

7ページからの歳出は、主に国保連合会に支出します。2款介護給付費の介護サービス等諸費1,200万円、介護予防サービス等諸費200万円、高額介護サービス等費100万円、特定入所者介護サービス等費170万円を増額。7款諸支出金は、20年度の生産による国への返還金992万2,000円を増額。一般会計への返還金33万6,000円を減額計上しております。

9ページの予備費は3,170万3,000円を計上いたしております。

以上説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 2番 森田です。介護保険についてちょっとお伺いいたします。私たちが、議員に入ったところからの介護保険についていろいろな事業所について、問題がございましたが、行政の中でもよく調べたら200何万かちょっとかな払込みがあっていないということでございますが、町民にですね、町民の取立ては厳しく、おそらく先ほどから聞いていますとやられているような返答がございしますが、この件についてはどのような動きをされているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（三森義高君） 住民福祉課長補佐 廣木富八君。

○住民福祉課長補佐（廣木富八君） ただいまの件についてご説明を申し上げます。

平成19年11月28日、熊本県より当該事業所に勧告がなされております。高森町としてはその後、その勧告内容に沿って精査をいたしまして、本年1月22日206万8,546円の償還金の確定をいたしました。2月6日にその確定額を当該事業所に返還請求をいたしております。3月16日を納付日としておりましたが、返

還がございませんので、その後事業所に行きまして、また催告も段階的に現在やっております。ですが、まだ返還されておられません。そういうこともありまして、ただいま顧問弁護士の方にその内容について問い合わせを行っておりますし、検討をいただいております。その結果が出れば議員さん方にご報告申し上げますしご相談もしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 今課長補佐の方から話がありました。この件は私たちもいろいろな質問の中で、言ってきたわけですが、話によりますと払わんでもいいというような話も聞いたりもしますし、なかなか行政としても、そのような対応ができないじゃないかと私たちは思っているわけですが、できますならですね、少しずつでもですよ、返還するような、いっぺんにですね、ということはちょっと無理かもしれないと思いますので、少しずつでも返還をできるような形をとってもらえるような話はないかどうかということをお聞きしたいわけですが、

その点については、どうお考えでしょうか。

○議長（三森義高君） 住民福祉課長補佐 廣木富八君。

○住民福祉課長補佐（廣木富八君） ただいま分納というやり方の話をどうかというご質問でしたが、そもそもこの介護保険によります返還金というのは地方税の滞納者分の例により強制することできません。この返還金については民法上の不当利得の督促ということになっておりますので、要は相手が認めない限りは、時効とかですね、そういう問題の時効が進んでいくとかいろいろ難しい問題がございます。基本的には、最終的に裁判になるかどうかは、今後の話だろうと思いますが、相手が認めない以上は分納ができないという、これを認めていただくことが先ですので、それを今努力しているのは努力しておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 今課長補佐の方から、相手は認めていないというようなちょっとご意見もありましたが、実際ですね、町の方からいろんな資金が出ておまして、それを自分でどうされたが、ちょっとはっきりは私たちもわかりませんが、認められないというような事業所が言うというならですね、やっぱりこれは行政の方も何らかの形をとってですね、やはりこれは私は取っていく必要があるんじゃないかと思っておりますが、その点についてもどうお考えか。

- 議長（三森義高君） 住民福祉課長補佐 廣木富八君。
- 住民福祉課長補佐（廣木富八君） 今、そのこともありまして、現在顧問弁護士の方にご相談をしているとそういうことでございます。
- 議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。
- 6番（後藤和昭君） 6番 後藤です。2番議員さんの質問に関連するわけですが、要するに確認の結果、確定してやったわけですね、行政としては、その金額も確定してそれを向こうにやっとな、それが認められないということであれば、町の顧問弁護士さんがおられますので、それもうきちっと筋を通してやらなければいけないが、裏ではですね、その町村を歩調をそろえてとかそういう話も聞いているわけです。しかしながら、よその町村と違ってこれは高森町の確定処分に対しての解決方法を探らにやいかんと思います。早急をお願いします。
- 議長（三森義高君） 答弁よろございますか。
- 6番（後藤和昭君） 答弁できるならお願いします。
- 議長（三森義高君） 住民福祉課長補佐 廣木富八君。
- 住民福祉課長補佐（廣木富八君） この件については被害者とも申しますか、被害者が高森町、熊本市、それと南阿蘇村になるかと思えます。高森町と熊本市につきましては返還の請求を行っておりますが、南阿蘇村についてはまだ返還の請求はされておられません。南阿蘇村の担当課長さんの方にお話をお聞きましたが、現在急いで請求に取り組むということでやっておられます。よそがせんけん高森町がそれ以上動かないということではございませんで、そもそもこの件が、19年1月の熊本県の勧告から時間も経っておりますし、その間いろいろと問題がありましたので、これについては関連町村で足並みのある程度そろえようじゃないかというお話があります。それを経て今になっているわけですが、ことここに至ってはですね、高森町は高森町としての見解をもう出すべきだろうと思ひまして、顧問弁護士にご相談を申し上げているとそういう状況でございます。
- 議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。
- 6番（後藤和昭君） 答弁がございましたので、もう一つ確認をしておきます。  
返還請求後ですね、これは請求がしてございますので、時効等の成立はないものと思いますが、そういうことがあれば急いでもらわないかんしですね、返事がないと、認められんというようなことであればこれは金がかかっても法廷闘争をせにゃんこつもありはせんかと思ひます。そのへんをよく検討されて対応をお願いいたします。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） 1番 立山です。私は文教厚生委員ですので、委員会の中で、あさって委員会の中で、質問はいたしますけれども、その場には町長はご出席ではございませんので、町長にちょっと決意表明を聞きたいと思います。

私、2年ぐらい前からずっとこの介護の問題について一般質問なり、委員会でするいろいろ質問してまいりました。今課長補佐がおっしゃいましたように206万ちょっと207万円の不適正な請求があったということで、その事業所に報告があったわけなんですけれども、今年の3月16日月曜日それまでに返還してくれとのことでしたけれども、いまだ経って音沙汰なしということで、もう半年も経っています。

それで、今顧問弁護士等々相談していらっしゃるということなんですけれども、もう半年も経ってますので、もう何年も前から私、この質問もしてきたわけですので、スピード感をもってですね、町長もそういう性格だろうと思います。のんびんだらりんじゃなくて、はじめをちゃんとつけるということで、あと町長の決断だと思えますけれども、そのへんの意気込みのほどをお伺いしたいと思います。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、内容につきましては課長補佐が申し上げたとおりでございます。ただ、今問題になっておりますのは県からの是正勧告、そしてうちからも十分時間をかけて内容については精査をし、それが206万強になったのかなとそのように思っております。そういうことで幾度となくいろんな方をお願いをして早く解決をしていただきたいと、またそれをお願いしたのは立場上ですね、県民の代表でございますから、早い話が早く解決せんとあんたは損するばいと、強く言っているところでございますが、そしてあくまでも本人が認めんわけですよ、本人が請求しただけで、本人がですね、私はもろうとらんと、そういう言い方をしなはったですね、そぎゃんあつとなら私たちはこういう制度だから、役場の方に請求、こういう行政の介護保険に請求したんですよ、だから本人からは、本人とか結局は利用された方、お世話になった方からはそういう制度の勉強不足かどうかわかりませんが、そういうことで本人からもろうとらんから、それには応じられませんという言い方なんですよ相手はですね。だから弁護士さんに何回も相談いきよるわけですよ。

そして、この206万というのはですね、1件、1件ですね、その一人一人に対して立証をせにゃんということらしいんですよ。1件、1件、これについておた

くは2万円余計取りすぎた、この人については3千円取りすぎたと、そういう一つ一つを立件していかなことにはこの裁判にならんというらしいんですよ。ということは、その1件、1件、何件かよく数字は把握しておりませんが、莫大なお金がかかりますという言い方なんです。正直なところ弁護士さんがですね。熊本市は今30万と先ほど申しましたとおりです。うちが206万強、南阿蘇は急いで精査しておりますということでございます。

その分について、今課長補佐が申しましたように弁護士さんがどの程度かかるかというのがわからんもんだけなんです、はまってもらって、ただ請求すればやらす問題じゃなくて、請求につきましては何ら問題なくそれをもとにして請求をいたしておりますけれども、相手が認めんことには、一方的にやったような形になっておりますもんですから、それで今苦慮をいたしているということでございます。

必ずこれはですね、一つの精算のミスなのか、故意的にされたのかというのは、ちょっと私も警察じゃないから分かりませんが、この206万強については早急にお支払してくださいということは、もう切切とっております。ただ、弁護士さんにお話しすると、206万円でぼんと請求して出すものじゃありませんと30人の分が206万円なのか、100人で206万円なのか、その100人に聞かずに、一つ一つについてせんと、これは全体でぼとした、そんなもん、そんな裁判なんてないという言い方なんです。そこを今弁護士さんにどのようにしたら一番スムーズなやり方でまして地域の地元の方ですから、請求した以上はお支払をしていただくためには、どぎゃんかならんかなと今それがほんなとこです。出したから、はい200万円はこしこちゅう話じゃないもんだけなんです、そこが難しいから今弁護士さんにしよるということです。だからたいへんここへんのが難しゅうしてですね、そのあたりも熊本市も今度が初めての事案じゃないらしいですね、この30万じゃなくて、年間に熊本市は何十件もあるそうでございます。金額的なことは聞きませんでしたけども、何十件もありますと、なかなかこれを解消するというのは難しい部分がありますという熊本市も全く同じやり方をして、一緒に弁護士さんにも相談していただいているということでございます。何しろ清算をしていただくことはもちろんでございますが、早くすっきりとした形でですね、そういう公的な立場におられる方ですから、そこは十分相手の方にもわきまえて早急に解決してほしいとそのように思っておりますし、また解決するように今後も努力してまいろうと、明日払いなはるちゅうごたるばってんです、なかなかそういうことがかかっております。十分今から急いで解決し、その部分につきましては議員の方々に

早く報告ができるようにしたいと思っております。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） 1番 立山です。今町長がおっしゃいましたように、町長もあの手この手でいろんなところから、攻められているという言葉は悪いんですけども、攻められているという話はお伺いしました。水面下では町長もそういう努力をなさっている。しかし、相手方が認めないならばなかなか難しい。裏を返せば、言葉は悪いんですけども、した分だけ儲けた、そういう形になると思いますので、これは福祉の名のもとを借りて暴挙といたしますか、非常に許せない行為だと私個人は思っております。だから町長の方も先ほど申されたように、今後いろんな弁護士さんを中心にして、いろんな手立てをして206、7万円を返還させるべく努力するという、おっしゃいましたので先ほども言いましたようにスピード感をもってどうにかして、相手方を認めさせてもらって速やかに返還されるような策を練っていただきたいと思っております。とにかく約207万円の不適正な請求はされたという事実はありますので、この事実は壊さないように努力していただきたいと思っております。以上です。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） ちょっと申し忘れましたが、この206万円というのは決して高森町全部206万円くるわけではございませんで、高森町の取り分は40万円でございます。十分そのあたりはですね、206万円だからみんな全部高森町に返還されるのか？介護保険法でございますから、そのへんも十分わきまえてもらわないと、40万円のために200万円弁護士代を払ろうどんしたんなら、そりゃわけわからんじゃ、どうしようもないでしょ。40万円もらうために200万円も弁護士費用がいったなら、そのあたりを大事なことはいかにしていろんな人をお願いをして、どうしてもそらおたくは立場があるでしょうがって、何しろ早う戻しなさいと言って何とかせなんとってするばってん、相手が認めん、そして206万円全部くるとならえらい、いいばってん、40万円しか高森町には入らんとですけん、あとは全部戻さなきゃん国と県に、そういうことも、頭にたたき込んで、別に40万円しかこんからやめるっちゃ話じゃないですよ。決してそういうことではございませんが、本当の数字は知っていただいた方がいいかなと思って申し述べました。よろしく願いしておきます。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 再度確認をしておきます。課長補佐お尋ねいたしますが、調

査を十分にした結果の金額が出たんじゃなかろうかと思います。弁護士の聞くところによると、一人一人のあれを出せと、それはそういうやつを全部調べた後の金額は、総額出たんでしょ。聞きおっただけん、そういうことでしょう。だから確定したんでしょ。それが違うとですか。

いやいやだけん要するに、確定したから金額が決まったっじゃなかですか。

相手が認めるじゃなく、行政としての調査をやったからその金額が出てきたんでしょ。それを相手が認めんというような形、今の段階じゃですよ、だけんそこをどうするかというようなことですかい今後。

ただ、なかなか難しい問題で先ほど町長がちらっと言われましたが、要するに40万円取るために200万円も弁護士さんの費用がかかったらどうするかというようにございませうが、世の中は金がかかっても不正を許せんときもあるわけですかいね。それはどういう対応の仕方、皆で議論していかなければならないがやらんときは、やらんと、これは本筋じゃなかろうかと思います。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今言いましたように、先ほどから申しましたように精査をしてちゃんと請求書は出した。これ間違いございませぬ。ただそれについては、相手は認めてないということなんです。ということは、警察と一緒に、一方的な話で私は調べたからそのとおりとやうたって相手だって調べてそのために弁護士さんが入るわけですから、こっちが調べたのがそのまま100%いいということではないということになるんです。

だから、弁護士さんが必要となる。弁護士さんはそれを間違いなかったかどうか、再度、うちが精査したものについて、またやるというんです。これは、うちが出したからそれが全部正解だという保障でもないし、うちはもうびしゃっとした県からのいろんな指示を受けて精査したから間違いはないと思って請求したんですけれども、相手は、それを認めていただけんということは、一方的じゃいかんから、今度は弁護士さんに頼んでその弁護士さんは1件、1件また精査しなさんと本当のあれにならんという意味で私は言うたと、それと今40万円と申しましたので40万円取り得で206万円が国と県と高森町でございませうから、あん人達がとって儲けたじゃそら許されることじゃなかばってんですね、実際のところはそういうものですよということをお知らせをただけで、悪くしてやりどくではそれは困ると、それはもう十分分かっております。その分については今から弁護士さんと相談しおります

から、議員さんの方々にも相談をして、どのようにして本裁判でも起こしてやるのか、一番大きなところは国ですから国と一緒に県も町も一緒になって本裁判を起こすのか、そういう形になろうかなどそのようにせんとこのお金は回収は不可能と、相手が認めんもんですけんね。相手が認めてもらわなどうにも、どうしようもない、悪いことしたでしょうと言っても、しとらんで言わすなら、それだけのものがあるもんだけんですね。そこあたりがですねお知らせをしておきます。

○議長（三森義高君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

### 日程第13 議案第46号 平成21年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第13、議案第46号、平成21年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 議案第46号で提案いたしました平成21年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれに4,326万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,258万1,000円とするものであります。

4ページをお願いします。

第2表、地方債の変更は、大切畑地区飲料水確保事業工事に伴う簡易水道事業施設事業費の補正で、2,040万円を追加し、限度額を8,760万円とするものであります。補正の内容については7ページからご説明申し上げます。歳入は、第2款国庫支出金は、大切畑地区飲料水確保事業工事に伴う地域住宅交付金1,700万4,000円を増額、第3款繰入金は、大切畑地区飲料水確保事業工事の設計委託料が補助対象になったため、一般会計からの繰入金34万6,000円を減額、第5款繰越金は平成20年度決算確定により537万2,000円を増額、第6款



諸収入の雑入は、高森町簡易水道省エネ事業の水源ポンプインバーター化E S C O事業で、電気料の削減が契約保証料に満たなかったため削減保証金として83万9,000円の増額、第7款地方債はさきに説明いたしましたが大切畑地区飲料水確保事業工事に伴う地方債借入金2,040万円を増額補正いたしました。

次に歳出についてご説明申し上げます。

8ページをお願いします。第1款水道費大切畑地区飲料水確保事業工事に伴う事務費を26万2,000円、配水地用地購入費に伴う登記手数料を60万円、工事費3,500万円、配水地用地購入費として8万8,000円。立木補償費として12万円を増額、予備費として719万9,000円を増額補正いたしました。

以上、提案説明いたしましたが、よろしくご審議を賜りご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 6番 後藤です。課長の方にお尋ねいたしますが、大切畑地区の簡易水道、基本料金ですたいね、峰の宿それから下切地域と数年間にわたって基本料金が高く設定されおりましたが、大切畑地区においてはどのような構想を持っておられますか。

○議長（三森義高君） 建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 一応大切畑地区についてもですね、やっぱし菅山、草部方面の料金に一応統一したいと考えております。基本料として10トンまでが1,200円だったと思います。以上です。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） それはもう受益者に説明はしてございますか。利用される方に。

○議長（三森義高君） 建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 事業説明の前にですね、一応そういう申入れはして、整備終わり次第ですね、そういう料金で徴収させていただくということは地元の方にも理解を得ています。以上です。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第14 議案第47号 平成21年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算  
について

- 議長（三森義高君） 日程第14、議案第47号、平成21年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。建設課長 瀬井公吉郎君。

- 建設課長（瀬井公吉郎君） 議案第47号で提案いたしました平成21年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

今回の補正は、平成20年度決算額の確定による補正で歳入歳出それぞれ142万6,000円を増額補正するものであります。

内容については、6ページからご説明申し上げます。

歳入は、第3款繰越金142万6,000円を補正し、492万6,000円といたしました。

次に、歳出ですが予備費に142万6,000円を補正し、313万2,000円といたしました。

以上、提案説明いたしましたので、よろしくご審議を賜り、決定いただきますようお願い申し上げます。

- 議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第15 議案第48号 平成21年度高森町老人保健特別会計補正予算について

- 議長（三森義高君） 日程第15、議案第48号、平成21年度高森町老人保健特別

会計補正予算についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長 後藤秀希君。

○住民福祉課長（後藤秀希君） 議案第48号、平成21年度高森町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

ご承知のとおり20年度からの後期高齢者医療制度発足に伴い、老人保健制度は19年度で終了し、22年度まで整理期間に入っております。

今回の補正は、平成20年度からの繰越額が確定したことによるもので、既定予算に1,582万2,000円を追加し、総額を1,699万7,000円とするものです。6ページの歳入では、20年度からの繰越額を1,582万3,000円としております。7ページの歳出は、2款諸支出金で国庫への返還金724万8,000円、熊本県への返還金182万1,000円、診療報酬支払基金への返還金497万円、一般会計への繰出金178万3,000円をそれぞれ増額しております。

以上説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第16 議案第49号 高森町国民健康保険条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 日程第16、議案第49号、高森町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長 後藤秀希君。

○住民福祉課長（後藤秀希君） 議案第49号、高森町国民健康保険条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、国の追加経済対策、少子化対策の一環として決定され、国民健康保険法施行令の一部が改正されたことによるものです。

内容としましては、平成21年10月から平成22年度までの時限措置として、出産育児一時金を35万円から39万円に引き上げるというものです。さらに今年1月1日から産科医療保障制度に加入している分娩機関で出産した場合は、3万円が加算される措置が取られていますので、総額42万円が支給されることになりました。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第17 休会の件について

○議長（三森義高君） 日程第17、休会の件を議題とします。

お諮りします。9月16日から9月23日までは休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、9月16日から9月23日までは休会とすることに決定しました。なお、各委員会が開かれますのでよろしくお願いたします。

-----○-----

○議長（三森義高君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れ様でした。

-----○-----

散会 午後1時50分

9月24日（木）

（第2日）

## 平成21年第3回高森町議会定例会（第2号）

平成21年9月24日

午前10時03分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

開議宣告

日程第1 一般質問について

議席	氏名	事項	要旨
6番	後藤 和昭	1 行財政改革について	行財政改革の抜本的な見直し等今後の具体的な計画は。
		2 自主財源について	町税等の滞納状況と今後の徴収対策は。
		3 財産収入について	遊休地の有効活用策はあるのか。また、処分等は考えられないか。

### 2. 出席議員は次のとおりである。（9名）

1 番 立山 広滋 君

2 番 森田 勝 君

3 番 田上 更生 君

4 番 甲斐 直三 君

5 番 甲斐 廣國 君

6 番 後藤 和昭 君

7 番 甲斐 正一 君

8 番 相馬 俊行 君

9 番 三森 義高 君

### 3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

10 番 後藤 英範 君

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（18名）

町 長 藤本 正一 君

副町長 宇藤 信幸 君

教育長 渡邊 哲郎 君

総務課長 色見 隆夫 君

住民福祉課長 後藤 秀希 君

税務課長 村上 源喜 君

産業観光課長	後 藤 正 三 君	建 設 課 長	瀬 井 公 吉 郎 君
会 計 課 長	岩 下 光 廣 君	教育委員会事務局長	佐 伯 実 範 君
総務課長補佐	甲 斐 敏 文 君	住民福祉課長補佐	長 尾 和 博 君
住民福祉課長補佐	廣 木 富 八 君	税務課長補佐	甲 斐 末 久 君
産業観光課長補佐	杉 田 則 秋 君	建設課長補佐	甲 斐 邦 博 君
高森東保育園園長代理	瀬 井 類 子 君	色見保育園園長代理	熊 谷 優 子 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	古 澤 建 生 君	議会事務局係長	沼 田 勝 之 君
--------	-----------	---------	-----------

開議 午前10時03分

-----○-----

○議長（三森義高君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

ここで建設課長、瀬井公吉郎君から発言の訂正の申し出がっておりますので、許可します。

建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） おはようございます。9月15日の本会議における6番議員さんの質問の答弁について一部訂正させていただきます。

大切畑地区水道料金の基本料金について、1,200円とお答えいたしました。平成21年5月11日の協議で、水道料金の基本料金を菅山地区の水道使用量と同じ基本料金10トンまでを2,000円とし、1トンを超すごとに140円、消費税別で納入いただくことを承諾いただいておりますので、訂正させていただきます。お断り申し上げます。

○議長（三森義高君） お諮りします。お手元に配付してあります日程にしたがって、議事を進めたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって、議事を進めます。

-----○-----

#### 日程第1 一般質問

○議長（三森義高君） 日程第1、一般質問を行います。6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） おはようございます。6番、後藤でございます。

本日は平成21年度第3回高森町議会定例会会議における一般質問を行います。質問の内容は、本会議9月15日に報告提出されました一般会計、特別会計の決算審査の意見に沿って行いたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

8月30日、国政選挙であります衆院議員選挙において、自民党の大敗、民主党の圧勝という結果を国民が選択し政権交代が実現したことにより、今までの流れが大きく変わり、すべての事業を見直し一部執行停止にすると指示をしたことですが、農地流動化促進のための基金など、その事業は取りやめとのこと。資金は子ども手当など鳩山政権が、目玉政策の実現財源が必要なためとある。政策実現、国民の生活が一番と掲げているが、高森町にとっても厳しい財政状況の中で、今後避けて通れない行財政改革、これを町長さんに伺います。どのようにお考えで



ございましょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） おはようございます。

たいへん私どもの町も実りの秋を迎えまして「天高く馬肥ゆる秋」という言葉が  
ございますが、本当にそれにふさわしい実りの秋を迎えているなど、また食欲の秋  
でもございます。文化の秋でもございます。読書の秋でもございます。いろんな昔  
から言い伝えがありますように、すばらしい秋というのはすばらしい季節かなとそ  
のように思っているところでございます。

本日は、一般質問をということで6番議員さんの方から、今ご質問がございま  
したが、私もこの依存財源、自主財源といつも6番議員さんがおっしゃいますけれ  
ども、私も全くご同感でございまして、いかにして依存財源せずに自主財源をするか  
というのが一番大きなポイントであろうと、そのように思っているところでござい  
ます。

一般的なお話から申しますと、今本当に国の財源に大きく私どもの高森町も依存  
をいたしておりますし、地域の活性化と申しますとなかなか自主財源確保がなか  
なかにできないと、しかしながら緊急な課題であるのも事実であろうと、そのよう  
に思っております。

これまでが私も就任以来、効果的な行政運営と健全な財政のまちづくりを進めて  
きたところでもございます。具体的には、各種補助金の見直し、コストの削減、職  
員の給与並びに意識改革、そして組織の改革再編、そして成果重視の行政サービ  
スということで、その確立のために職員一同努力を今いたしているところでもござ  
います。ご承知のように行政面におきましては、平成19年度に実施いたしました、  
組織再編と給料改革を同時に行ったことになりまして、職員の摩擦等が生じまし  
た。その解決に向かいは、たいへん議員の皆様方にご尽力をいただき、今やっと  
今年の2月に解決をみたということでございます。本当に心からお礼を申し上げま  
すし、また職員の痛みも十分わかったというような気持ちで今いるところでござ  
います。

また、財政面におきましても、今おっしゃいましたように民主政権が誕生したと、  
地方の財源を充実させるためにですね、ここ三日ぐらい前の新聞かと思いきや  
けれども、ひも付きじゃない補助金、ひも付きの補助金は廃止しますと、しかし  
その代わり地方が自由に使える一括交付金を配付すると、その方針を打ち出して  
いますけれども、制度の改革は今から設計に入るというふうにお聞きをいたして  
おります。地

方の声がどれだけ反映されていくのかは、まだ具体化されておられませんので、不透明であろうとそのように思っております。

これらのことを踏まえながら、今後の行財政改革推進につきましては、いつも申しますように自分の背丈にあった財政という思いと、それを実行に移したいと考えて今現在調整を進めているところでございます。

逆に申しますならば、早くから準備をしてきてよかったなど、そういう思いが少しだけございます。それを思いながら住民の生活向上のために、それを反映させるために今後も取り組んでまいろうと思っておりますし、改革には終わりはないと、そう思って今後も進めてまいろうとそのように思っておりますので、今6番議員さんおっしゃいましたが、国の政策があす高森町に影響があるというのはなかなか考えにくく具体化した数字、執行というのはなかなか説明がしにくうございますが、今後も十分国・県の行政の真意を見極めながら、どれが私どもの高森町に一番必要かということをよく考え、そして皆さんと議会の方にもよくご相談申し上げながら行政運営を進めてまいろうとそのように思っておりますので、ご指導いただきますようによろしくお願いを申し上げます。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 現在までの状況をつぶさに報告されました。これからも行財政改革に終わりはないと強い姿勢をもたれておりますが、監査委員さんの指摘の中にもありましたように、要するに行財政改革の抜本的な見直しと今後の具体的な計画。これがですね、義務的経費、それから物件費、補助費などが今後どのようにされるのかちょっとお伺いしたいと思えます。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今申しましたようにですね、これからの行財政改革ということでございます。今申しましたように、平成19年度から行財政改革が取り組んできております。一つの案件が終わりましたあとは、よく職員そして皆様方とご相談申し上げながら、どのような政策ができるのか、また今当然、監査委員の報告もございましたように改革についてはですね、決してすばらしいと褒めてはございませんけれども、ある程度頑張りよるからこのまま続けなさいというのが意見ではなからうかなとそのように思っております。

だから今申しましたように、私どもの町の背丈にあった生活状況をするのが一番ベターなやり方、これをこう変える、これをこうします、というのはですね、ちょっと私自身もまだ今のところ考えておりませんし、ただ一つだけ申しますならば、

たいへん財政改革というのは痛みが伴います。そして、また住民サービス等もリスクがあったり、いろんな問題がございますけども、やはり住民サービスについては低下が避けなければならないというふうに思っておりますし、効率的な行財政運営を進めていくということにですね、精一杯私どもご相談を申し上げながらやっていると、今一番私は思っておりますことは、いろんな議員各位のご意見にもありますように駐在員さん等のお話などもあります。

そういうのも含めましてですね、今後進めようとするように思っております。まだ、そういうことを駐在員各位の方々にもお話をしておりません。今後ですね、今年度中にはそういう話を改革の一環として、進めてまいろうと、そのように思っております。駐在員さんにもお諮りをしたいとそのように思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 先に踏み込んだご意見までいただいて考えまで述べていただいて本当にありがとうございました。

次にですね、町と関連がございますが、次に、自主財源について質問いたします。

高森町の財源状況は地方交付税、普通交付税、だいたい19億1,063万9,000円。特別交付税が1億2,896万7,000円と計の20億30万6,000円で、自主財源に乏しい本町においては、貴重な依存財源であると、健全財源へ確保の大きな要因であるが、その少ない自主財源の中の町税等の滞納が年々増えつつあるが、町税等の滞納状況と、今後の徴収対策はいかがいたしますか。お伺いいたします

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 自主財源につきましては、いま数字等にも、今6番議員さんがおっしゃったとおりでございます。いつも議員さんも、先ほども申しましたが6番議員さんがおっしゃいますように自主財源はいかに大事かというのは私も身にしみているところでもございます。

私も常々空雑巾を絞るような財源をねん出するというのは、本当に心苦しいことでございますし、自主財源を確保しながらそして住民生活の安心・安全に努めるのが私の大きな使命でもあるとそのように思っておることから、今まで何回も申しましたが、トップセールスをしようということで今までやってきてまいりました。幸いにいたしまして、誘致企業でございます青山製作所さんにおかれまして、昨年からは工場の規模拡大をされまして、愛知県が本社、熊本工場を管轄をいたしておら

れましたが、今回高森に本社機能を移されまして、はじめて私どもに法人税というお金が多額に入るといふこととごさいますけれども、今回は青山製作所もどこの会社もそうすけれども、世界的な大不況に見舞われまして、厳しい状況であるといふように聞いております。その後7月ごろから回復に向かっているといふことと、税収の伸びに私どもも大きく期待をいたしているところとごさいます。

また、先日来、お話を申し上げておりました養鶏場、進出企業になりますけれども、今2カ所ほどの用地の選定も終わりました、お約束をいたしました私どもの町にどのような会社としての貢献ができるのか。また、私どもの町にどのようなメリットがあるのかといふことと十分考えて私どもの考えをお示しをいたし、それを納得をしていただけるのであればトップセールスをし、皆さんと一緒に進出企業として用地交渉、いろいろなものには応援をしましょうといふこととごさいました。そういうことをしましたところ、相手の会社の方もですね、行政運営と、そういうことであるといふことと、もう一つはこういう地域性、そしてまた地域の方々のご協力があれば私どもも何ら異存はないといふこととごさいました。私どももこの会社に対しまして、ただ一企業に頼るのは大変危険であるとの考えとごさいますけれども現状を住みよい地域社会の実現のためには本当の意味での財源が必要であることから、この行政運営の骨幹でもあります自主財源確保につきましても、そういう会社、いろいろな誘致企業、進出企業問わず今後も精力的に取り組んでまいる所存とごさいます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 町長さんは要するに法人税等の税収を目標に今後、町の自主財源を確保するといふようなこととごさいましたが、滞納状況とごさいますのでこれは専門屋の税務課長に質問いたします。

町の現在の税の滞納状況これはですね、調定額5億8,462万8,000円に対して、収入額が5億3,371万7,000円。収入未済額が5,091万1,000円であると、収入率が91.3%。前年度が95.4%となっていると昨年度と比較して2,445万8,000円増加している。これが現状である。この徴収方法ですね、これはひとつの納税組合等が廃止になったのが、要因になってはいないかと考えているわけですが、この対策ですね、今後どのように考えておられるか、よろしくお願いをいたします。

○議長（三森義高君） 税務課長 村上源喜君。

○税務課長（村上源喜君） おはようごさいます。お答えします。

滞納状況とその対策ということで合わせて答弁をしたいと思います。

今、議員おっしゃいました平成20年度の決算ベースでお答えいたします。住民税が現年分、過年度分を合わせまして1,062万6,000円、これは平成19年度から182万9,000円増えております。次に、固定資産税でございますけれども3,961万4,000円滞納がございます。これも平成19年度から2,268万7,000円と、これにつきましては、大きく増加しております。要因としましては税の性質上、具体的には申し上げられませんけれども、1件2,000万の滞納が出ております。これが大きな未納の率も上げたという原因であるというふうに考えております。

次に、軽自動車税でございますけれども、67万円ございます。19年度よりも5万7,000円、これにつきましては減少しております。また、徴収率で申しますと先ほどおっしゃいましたように本年度が町税全体で91.3%、19年度より4.1%徴収率が下がっているというのがおっしゃるとおり減少でございます。

これも大きなものはやはり固定資産税の徴収ができなかった分が、要因を占めているということで考えております。

また、税目ごとで申しますと町民税が95.4%、固定資産税が85.9%、軽自動車税が96.2%という現在の状況となっております。

先ほどお話の中に納税組合の廃止の影響が出てはいないかというようなご質問がありました。ご案内のように3月をもって組合組織が廃止されました。その後の影響ということで私たちも急激に落ちるのではないかとということで注視しております。ただ、平成20年度からですね、町民税だけで申しますと、3期納付を4期に分割したと、ということと今年3月に納税組合が組織が廃止されたということで、簡単に前年度、そのあたりとですね、比較がなかなかできない状態でありますけれども、現在の状況だけを申しますと、私たちが心配したほどの落ち込みは今のところ現れていないということでございます。

これは総務委員会の方でもお答えしたんですが、だいたい12月ぐらいになればですね、そのへんの状況がかなり分かってくるだろうというふうに考えております。

次に、徴収対策ということでございます。

今回、現在までに課内におきます会議を2回ほど開催しております。その中で、一つは、滞納者に関する情報の交換。次に訪問記録の管理活用。また、滞納者のランク付けによる徴収の効率化ということを協議しまして、またその準備も今進めている状況です。

また、そのほかにですね、先ほど監査委員さんの審査意見に基づいてというお話がございました。それも踏まえまして、年末までの徴収強化に向けまして、私たちがでありますと、税務課と住民福祉課、それにまた水道等もございますので、そのへんの合同のですね、情報交換の会議を実施しまして横の連携を密にして、徴収対策に当たっていききたいというふうに考えております。

また、現在までどういった対策を講じてきたかということで、通常の督促・催告・戸別訪問・面談等に加えまして差押え催告書送付を20件。動産の差押え、軽自動車2台、その他機械類が3台、国税還付金の差押えが8件、金融機関におきます調査に基づきまして預貯金の差押えを4件、また家宅搜索を1件今年度実施しております。

そういうことで、今後におきましても各課を超えました徴収体制を確立しますとともに、しっかり未納額の縮小のために頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 税務課長から詳細にわたっての説明がございました。徴収方法にとってもよその町村のようなやり方を今回入れていくというようなことで、いろんなことがお話をされましたが、要するに苦しい中にも納税に努力されている町民に対して不安を与えないような徴収の仕方をですね、全力をもってやっていただきたいと、また方法があればですね、違う考えでまた別なことを議会と一緒に考えてながらやっていったらいいんじゃないかと思えます。

それからですね、これは次の特別会計でございますが、建設課長にお伺いいたします。

水道使用料の未納がもう現在731万、この額はですね、特別会計でございます。今、事業はたくさんやっておりますが水道の徴収の中からですね、滞納者が731万円なんの考えられんことですね、一番必要な食べるか、飲むか、水は必要であります。携帯電話料は払いながら止められるやつは、それから町からのいろいろな指示がない。水はどうしても供給してやるというような考えのもとに悪質な考えをもっておられるとしたら大変なことですが、そのへんはいかがでございますか。

○議長（三森義高君） 建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 6番議員さんの質問にお答えします。水道の滞納につきましては、平成10年からですね、20年までの10年間の調定額としてですね、

いま1億583万280円ございます。役場の徴収としてですね、過年度分から取るちゅうことで、平成21年度分の5月31日現在での滞納額が126万9,450円ありまして、徴収額としてですね、76万9,920円は徴収しておりますが、過年度を取れば現年度が残っていくという感じですね、今の財政厳しい中、役場の徴収としてもですね、電話とか訪問とかですね、そういうのを随時やっておりますが、なかなか全体的な滞納額をですね、減らすところまでには至っておりません。今後につきましては、他町村のですね、事例もいろいろ聴取いたしまして一、二例、例を申しますとですね、阿蘇市におきましては、催告とかしてですね、訪問したりどうしても連絡をされなかったりですね、ぜんぜん関わり合わないような人についてはですね、水道の停水を文書でですね、通知したりされております。また、西原もですねそういうことでやっておられます。白水、今の南阿蘇村においてもですね、過去1回程度そういう通知をしたちゅうことでですね、されておりますので、今後滞納を減らす上においてはですね、本町におきましては住民の方々のですね、理解を得ながら、ある程度厳しくやっていかないとですね、全然徴収率が上がりませんので、広報等にですね、記載して今後停水の処置もありますよというようなことを住民にですね、お示しして、そういう方向で今後滞納整理に努力していきたいと思えます。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 建設課長が今後の徴収の仕方について、詳細な説明がございました。さっき税務課長が申し述べられました。連帯感をもってやると、これは庁舎内では絶対必要なことですね、めいめいに切り離さずにお互いにどのような人がどういう状況で滞納になっているか。そういうことを把握しながらですね、これは是非ともこういう金額が減って行って町民に不安を与えんような方法を今度は講じていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

それから、3番目の質問に移ります。これまた町長さんでございますが、これは財産収入についてでございます。収入済額、これは監査委員さんの内容の中にもあったように、材木の取引とかいろいろ町有林等の不動産売買による収入、こういうやつが記してございましたが、学校統合、それから保育園の統合そういうやつによって、ある北海道地域のことを例に挙げますと、インターネットで全国に流している。それから不動産の売買。要するに遊休地ですね、遊休地の必要としない所の売買、こういうやつを考えて町の財産、一般の財産、これを町の財政を生かすために使用されているようでございますが、町としてはどのような考えがあるか。要する

に、相当なたくさん遊休地がございます。利用しない管理費だけいると、こういうやつを削減していかんと非常にやっぱり困るとじゃなかろうかと思いますが、そういう考えがあるかどうかをよろしく願いいたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、6番議員さんのご質問にお答え申し上げます。遊休地公共施設等の老朽化におよびまた廃屋といいますが、ひとつそういう所が大変多くございます。本来の目的には使用できないと困難であるというようなところでございますが、現状の財政状況から見ますと、抜本的に改善が必要であるとそのように思っております。このような施設につきましてはですね、基本的に地元の住民の方々へ払下げを行い、目的外使用では地域の活性化の一端として、ご使用いただくように考えております。

地域の活性化の一端と申しますと、いろんな地域の利用の仕方、また地域の地域の方々のお考えもあるということでございますから、十分そのあたりは、住民の方々の意見を拝聴してからでないといかんかなとそのように思っております。数字的なもの申しますならば、平成20年度以降にですね売却可能な資産といたしまして条件整備が整いました所は、現在まで5件ほど売却をいたしました。初めて高森町の土地を売るというのは、20年から初めてではなかろうかなとそのように思っております。そして、5件ともいずれも地域の住民の方々に購入をしていただいております。いろんな諸問題は教育財産に残っておったりとか、いろんな諸問題はございますけれども、それをひっくるめて今急いで必要でない分、これ以上私どもも管理をしきらんと、そういうことであと残りが15件ほどの箇所数に上がっているとそのように聞いておりますし、またそれを早く積極的に売却等を行いまして、この維持管理費が抑制に努めるように努力をいたしているところでございます。

今、おっしゃいましたようにホームページ等、またインターネット等につきましても今後この高森町の景観のすばらしいところ、自然豊かなところをぜひ地域以外にも方々も必要であるということになれば、議会の方ともご相談申し上げて、売却をしてまいりたいとそのように思っております。詳細につきましては、総務課長の方が詳しくございますから、ご答弁をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（三森義高君） 総務課長 色見隆夫君。答弁席からお願いします。

○総務課長（色見隆夫君） おはようございます。

今、町長の方が20年度以降の5件の売払いということですね、金額総計にしま



すとだいたい300万弱、297万1,018円ということで、現在売り払っておる物件等の名称につきましては元草部駐在所ですね、それから水道施設につきましては小倉原の方の施設を売却しております。

それから、矢津田の草部北部教職員住宅のこれは跡地ですが、土地の方を売却しております。それから野尻地区、旧野尻中学校跡地、土地等でございますが、これも売却しております。それから、草部の旧草部出張所こちら土地・建物合わせて売却しております。

それから、先ほども15件ほどということで、これはあくまでも売却可能な条件整備をした部分が、今現在完了している部分が15件程度ということで上げておりますが何件かを申しますと、し尿処理場跡地ですね、それから畜産センター、それから南阿蘇畜協、それから各保育園等の跡地等をいま普通財産としての切り替えを行っているところでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 町長、それから総務課長の答弁がございました。徐々に売却されているようでございますが、先ほど一番最初にですね申しました北海道の件でございますが3,000万円ですね、これはなぜかという、インターネットで東京の美術商が、美術の絵画とか必要としてそこに置くというようなことで、東京から北海道に持ってそれを飾ると、そういうことで3,000万円という金額でございます。今のやっぱり時代ですから。普通に売買するんじゃなくて方法を講じて少しでも有効に使われるような財産の売却の方法を今後はお願いしたいというふうに思います。これについては総務課長いかがですか。そういう考えがございませうか。

○議長（三森義高君） 総務課長 色見隆夫君。

○総務課長（色見隆夫君） 基本的にはですね、町長が冒頭に申し上げましたとおり、地域の財産活用というようなことですね、現在進めておりますので、そのあたりも今後の検討材料の中にはですね、十分実態を踏まえまして、また情報等も取り入れまして、そのあたりがやはり高額売却というようなことに可能性を見いだせばですね、その方向も当然進めていかなければならないかというふうに考えております。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 本日は行財政改革について、それから2番目に自主財源について、それから3番目に財産収入についてを質問しました。これはもう町にとって重要な問題でありますし、監査委員さんから出されました意見書、これも重視しなけ

ればならないと、議会も町の執行部も一緒になって、いろんなことを考えながら改革の方向に向かっていかなければならないと思います。町長におかれましても行財政改革は、庁舎の所管の再編、それから公営施設の指定管理者制度、議会においては議会議員の定数削減、農業委員会においては農業委員の定数削減、全力を尽くしておりますがまだまだ頑張っていかなければならないことが多数ありはしないかと思ひます。

今後とも全力をもって当たっていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

これをもって一般質問を終わります。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君の質問を終わります。

これで一般質問は終了しました。

-----○-----

○議長（三森義高君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

私から一言ごあいさつを申し上げたいと思ひます。

本日は老人会の方々が多教傍聴においでいただきました。常日ごろから清掃活動、環境整備のためにご努力をいただき、まちの美化にたいへんご協力をいただいておりますことに対し、心から感謝を申し上げる次第でございます。

本日は、多くの方の傍聴を得まして一人の質問ということで皆様方にも少し気落ちされた部分があるかと思ひますけれども、今後とも議会といたしましても真剣にとらえて活発なる議会活動を執り行っていきたいと思ひますので、これからもよろしくご指導・ご協力賜りますようお願いを申し上げ本日の一般質問を終わりたいと思ひます。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午前10時37分

9月25日（金）

（第3日）

## 平成21年第3回高森町議会定例会（第3号）

平成21年9月25日  
午前10時00分開議  
於 議 場

### 1. 議事日程

開議宣告

日程第1 付託案件の委員長報告並びに採決について

日程第2 特別委員長報告について

日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出書について

### 2. 出席議員は次のとおりである。（9名）

1 番	立 山 広 滋 君	2 番	森 田 勝 君
3 番	田 上 更 生 君	4 番	甲 斐 直 三 君
5 番	甲 斐 廣 國 君	6 番	後 藤 和 昭 君
7 番	甲 斐 正 一 君	8 番	相 馬 俊 行 君
9 番	三 森 義 高 君		

### 3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

10 番 後 藤 英 範 君

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（18名）

町 長	藤 本 正 一 君	副 町 長	宇 藤 信 幸 君
教 育 長	渡 邊 哲 郎 君	総 務 課 長	色 見 隆 夫 君
住民福祉課長	後 藤 秀 希 君	税 務 課 長	村 上 源 喜 君
産業観光課長	後 藤 正 三 君	建 設 課 長	瀬 井 公 吉 郎 君
会 計 課 長	岩 下 光 廣 君	教育委員会事務局長	佐 伯 実 範 君
総務課長補佐	甲 斐 敏 文 君	住民福祉課長補佐	長 尾 和 博 君
住民福祉課長補佐	廣 木 富 八 君	産業観光課長補佐	杉 田 則 秋 君
建設課長補佐	甲 斐 邦 博 君	高森東保育園園長代理	瀬 井 類 子 君
色見保育園園長代理	熊 谷 優 子 君	代表監査委員	色 見 弘 司 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 古澤建生君 議会事務局係長 沼田勝之君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（三森義高君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

なお、税務課長補佐 甲斐末久君からは欠席届出があつておりますので、報告します。

お諮りします。お手元に配付してあります日程にしたがつて議事を進めたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがつて議事を進めます。

-----○-----

#### 日程第1 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（三森義高君） 日程第1、付託案件の委員長報告並びに採決についてを議題とします。

-----○-----

#### 認定第1号 平成20年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

○議長（三森義高君） 認定第1号、平成20年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。  
総務常任委員長 甲斐直三君。

○総務常任委員長（甲斐直三君） おはようございます。4番、甲斐です。

総務常任委員会に付託されました認定第1号、平成20年度高森町各会計歳入歳出計算の認定につきまして報告をいたします。

さる9月16日午前9時から第3、4委員会室において、総務課より色見課長、甲斐課長補佐並びに各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議をいたしました結果、全委員異議なく認定することに決定をいたしました。

同じく、午前10時10分から会計課より岩下課長に出席を求め、また同じく10時15分から税務課より村上課長、甲斐課長補佐並びに各係長に出席を求め、さらには11時15分より、議会監査事務局から古澤局長及び庶務係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく認定することに決定をいたしました。

なお、税務課におきましては、時間外等における滞納者の税徴収事務に対処することなど大変なご苦勞をされておられます。しかしながら、税の滞納者が年々増加

している状況にあることから、特に悪質者対策をはじめ、不能欠損を念頭におき早急に精査を行い対処されるとともに税意識の向上に努められることを望むものであります。

以上、報告を終わります。

○議長（三森義高君） 文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） おはようございます。5番、甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました認定第1号、平成20年度高森町各会計歳入歳出決算の認定につきましては、9月17日午前9時から、第3、4委員会室において、住民福祉課より後藤課長、長尾課長補佐、廣木課長補佐に及び各係りに出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく認定することに決定をいたしました。

なお、後藤委員だけは病欠でございますので4委員ですね。

また、午後1時から教育委員会より渡邊教育長、佐伯事務局長及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく認定することに決定をいたしました。

このほか、監査委員から指摘がありましたように介護保険の不適正請求問題については、返還請求の催促はもちろんのことですが、訴訟も含め今後の対応策について顧問弁護士とも協議するとともに、全員協議会を開催するなど、早急に解決されることを望むものであります。このことについては、説明もございましたように206万円ですか、これが全額町に入るのではなくして40万円程度というようなことで、期限もあるということでございますので、費用対効果いろいろ考えた末早急に対応が必要という結論に達しております。

以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） 建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） おはようございます。3番、田上です。

建設経済常任委員会に付託されました認定第1号、平成20年度高森町各会計歳入歳出決算の認定につきましては、9月18日午前9時から第3、4委員会室において、産業観光課より後藤課長、杉田課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく認定することに決定をいたしました。

また、同じく午前11時20分から瀬井建設課長及び甲斐課長補佐の同行を求め、根子岳観光線の道路建設予定地を視察、設計に基づく現場説明を受けました。

さらに午後1時から建設経済常任委員会付託されました認定第1号、平成20年度高森町各会計歳入歳出決算の認定につきましては、第3、4委員会室において同じく瀬井課長、甲斐課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく認定することに決定をいたしました。

なお、水道料金の滞納者数が年々増加している状況にあることから、その対処につきましては関係各課の連携を図り、徴収体制の強化を図られるよう強く望むものであります。特に、悪質滞納者につきましては、厳しく対処されることを重ねて要望をいたしておきます。

以上、報告終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件については、各委員長の報告のとおり認定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号、平成20年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、各委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

-----○-----

#### 議案第42号 平成21年度高森町一般会計補正予算について

- 議長（三森義高君） 議案第42号、平成21年度高森町一般会計補正予算については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐直三君。

- 総務常任委員長（甲斐直三君） 4番、甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第42号、平成21年度一般会計補正予算につきましては、9月16日午前9時から第3、4委員会室におきまして、総務課より色見課長、甲斐課長補佐並びに各係長に出席を求め、詳細に説明を受けました。慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。



た。

同じく午前10時10分から会計かより岩下課長に出席を求め、また同じく10時15分から税務課より村上課長、甲斐課長補佐及び各係長に出席を求めまして、さらには11時15分より議会事務局から古澤局長及び庶務係長に出席を求めました。詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（三森義高君） 文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番、甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第42号、平成21年度一般会計補正予算につきましては、9月17日午前9時から、第3、4委員会室において、住民福祉課より後藤課長、長尾課長補佐、廣木課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

また、午後1時から教育委員会より渡邊教育長、佐伯事務局長及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（三森義高君） 建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） 3番、田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第42号、平成21年度一般会計補正予算につきましては、9月18日午前9時から、第3、4委員会室において、産業観光課より後藤課長、杉田課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

また同じく、午後1時から第3、4委員会室において、建設課より瀬井課長、甲斐課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） 各常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。  
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号、平成21年度高森町一般会計補正予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第43号 平成21年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について**

○議長（三森義高君） 議案第43号、平成21年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番、甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第43号、平成21年度高森町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、9月17日午前9時から第3、第4委員会室において、住民福祉課より後藤課長、長尾課長補佐、廣木課長補佐及び佐藤国民健康保険係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。  
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号、平成21年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決

されました。

-----○-----

**議案第44号 平成21年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について**

○議長（三森義高君） 議案第44号、平成21年度後期高齢者医療特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番、甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第44号、平成21年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、9月17日午前9時から第3、第4委員会室において、住民福祉課より後藤課長、長尾課長補佐、廣木課長補佐及び佐藤国民健康保険係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号、平成21年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第45号 平成21年度高森町介護保険特別会計補正予算について**

○議長（三森義高君） 議案第45号、平成21年度高森町介護保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番、甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第45号、平成21年度高森町介護保険特別会計補正予算につきましては、9月17日午前9時から第3、第4委員会室において、住民福祉課より後藤課長、長尾課長補佐、廣木課長補佐及び橋本介護保険係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号、平成21年度高森町介護保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第46号 平成21年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

- 議長（三森義高君） 議案第46号、平成21年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 田上更生君。

- 建設経済常任委員長（田上更生君） 3番、田上です。

建設経済委員会に付託されました議案第46号、平成21年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算につきましては、9月18日午後1時から第3、4委員会室において、建設課より瀬井課長、甲斐課長補佐及び野尻水道係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

以上、報告終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。  
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号、平成21年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第47号 平成21年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 議案第47号、平成21年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） 3番、田上です。

建設経済委員会に付託されました議案第47号、平成21年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算につきましては、9月18日午後1時から第3、4委員会室において、建設課より瀬井課長、甲斐課長補佐及び野尻水道係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号、平成21年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第48号 平成21年度高森町老人保健特別会計補正予算について

- 議長（三森義高君） 議案第48号、平成21年度高森町老人保健特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

- 文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番、甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第48号、平成21年度高森町老人保健特別会計補正予算につきましては、9月17日午前9時から第3、第4委員会室において、住民福祉課より後藤課長、長尾課長補佐、廣木課長補佐及び佐藤国民健康保険係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号、平成21年度高森町老人保健特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第49号 高森町国民健康保険条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 議案第49号、高森町国民健康保険条例の一部改正については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番、甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第49号、高森町国民健康保険条例の一部改正につきましては、9月17日午前9時から第3、第4委員会室において、住民福祉課より後藤課長、長尾課長補佐、廣木課長補佐及び佐藤国民健康保険係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号、高森町国民健康保険条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

## 日程第2 特別委員長報告について

○議長（三森義高君） 日程第2、特別委員長報告についてを議題とします。議会広報特別委員長の報告を求めます。議会広報特別委員長 甲斐直三君。

○議会広報特別委員長（甲斐直三君） 4番、甲斐です。

議会広報特別委員会の報告をいたします。議会広報特別委員会は、昨日9月24日午前11時30分から、第1、2委員会室におきまして、委員会の議会だより「絆」第38号の編集計画について検討をいたしました。11月11日を発行を目標として、平成20年度各会計の決算状況を中心に記載をするということにしております。

議員各位とまた執行部の各位の方々にご協力をお願いをいたしまして、報告といたします。

○議長（三森義高君） 以上で、特別委員長の報告を終わります。

-----○-----

### 日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（三森義高君） 日程第3、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から、所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がっております。お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

-----○-----

○議長（三森義高君） これで本日の日程は全部終了しました。

これをもちまして、議会を終了するわけでございますけれども、長い開会の期間中たいへんお疲れ様でございました。特に今議会におきましては、5連休というたいへんシルバーウィークデー、長い連休が入りまして、たいへんな議会になったかと思えます。

また、議員さん、また職員の執行部の方々におかれましても、特にこれから先新型インフルの季節に特になってまいります。体調面に気を遣われまして、なお一層町民の負託にこたえるべく、執行に頑張っておられますよう、心から祈念を申し上げ、本日の定例会を閉じたいと思えます。

-----○-----

○議長（三森義高君） 会議を閉じます。平成21年第3回高森町議会定例会を閉会いたします。

お疲れでございました。

-----○-----

閉会 午前10時30分



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録  
平成21年第3回定例会

平成21年9月発行

発行人 高森町議会議長 三森 義高  
編集人 高森町議会事務局長 古澤 建生  
作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1041

~~~~~  
高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (0967) 62-1111